

第2章 東北防衛局の対処活動状況

第1節 東北局対策本部の活動

地震発生の日3月11日（金）から8月末まで
（東北局対策本部の日々業務記録を併記）

第2節 主要支援業務

- 1 技術支援業務
- 2 ご遺族対応業務
- 3 LOの派遣
- 4 米軍活動支援
- 5 防衛省所管行政財産（周辺財産）の使用
- 6 住宅防音窓口の設置
- 7 職員のメンタルヘルスケア
- 8 その他
 - （1）本省、他局等からの支援状況
 - （2）安否確認等
 - （3）局長の被災地の状況把握
 - （4）局OAパソコンのネットワーク復旧
 - （5）車両（レンタカー）の確保
 - （6）食糧の確保及び配給
 - （7）宿泊施設の予約

第3節 感謝状の授与と第1級賞状

- 1 感謝状の授与
- 2 賞詞と局長からの手紙
- 3 第1級賞状

第1節 東北局対策本部の活動

●3月11日（金）

（1）第3種勤務態勢発令、緊急事態等対策本部設置

3月11日（金）14時46分過ぎ、庁舎内の当局職員は、突如、下から突き上げるような強い縦揺れを感じた。次第に勢いを増す強烈な揺れは、その後ゆっくりとした大きな横揺れに移行し、職員は大きなゆらゆらとした揺れに目まいをしているような感覚や建物全体が船に乗って、船酔いをしているような感覚を覚えた。

当局が入居している仙台第3合同庁舎は、免震構造のため、執務室内のロッカーや書庫等が揺れにより転倒することはなかったものの、机上の書類は次々と床に落下し、揺れが始まって数十秒後には停電により蛍光灯（照明）が切れ、非常用照明に切り替わる事態となるなど、2日前の3月9日（水）11時45分頃に発生した三陸沖を震源とするマグニチュード7.3の地震（仙台的震度は4）とは全く比較にならないほどの規模であった（この地震は、宮城県沖地震との関連はないとされたが、結局今回の震災の前震だったことになる）。

これまでに経験したことのない揺れと停電に見舞われた事態に、誰もが震災対処訓練を通じて発生を危惧していた宮城県沖地震がついに到来したものと認識した。庁舎内では地震の程度が判明しないため、一部の職員は、窓から外の様子を見たが、木立や電柱が揺れていたように見えたものの、定かではなかった。その後、地震の揺れはいったん弱くなりかけた後、再び強くなり、3分以上の間、継続した。

ある程度、揺れが収まったところで、職員の誰もがこの地震がどの程度のものであるか知りたかったが、テレビは停電のため見るできないため、職員の携帯電話のワンセグの放送を見て、最大震度7（仙台市内6強）、震源は三陸沖、マグニチュード7.9、宮城県沿岸部に6m（岩手県及び福島県沿岸部で3m）の津波警報が発令されたことを驚きとともに知ることになる。

その間、本省地方協力企画課地方企画室から状況確認の指示を受けた地方調整課協力確保係長は、庁舎内が停電中であること、職員の安否確認を始める旨の報告を行うとともに、安否確認の取りまとめを依頼するために総務課に向かった。

家族の安否については、発災直後から確認を始めた者も多かったが、携帯電話は（通信会社によりやや違いはあったが）つながりにくく、運が良ければメールができるといった状態であり、地震発生直後に電話がつながった職員も、その後は不通状態が続くことが多かった。職員の中には次の日によりやく家族と連絡が取れた者、しばらく連絡が取れなかった者もいた（このような中、災害時においても通信制限を受けないFAX回線が緊急電話として使用できたことは非常に大きな効果があったと思われる）。

これほどの大地震が発生したのであるから、東北地方を管轄する当局としても直ちに何らかの対応を取らねばならなかった。企画部長及び地方調整課長は直ちに局長室に駆け込んで、局長と今後の対応を相談した結果、地震発生から14分後の15時00分、局長は非常勤務等規則に基づく第3種非常勤務態勢を発令し、全職員（約220名）による態勢を構築するとともに、局長を本部長とする東北局対策本部を設置することが決定された。これを受け、地方調整課長は当直室に駆け込んで、そこにいた地方調整課の職員に対して、その旨を速やかに各課全職員に伝達するよう指示した。

このように、当局は全職員の総力を挙げて震災対応に取り組むこととなったが、事前に防災訓練等を行っていたものの、現実にはこのような状況下に置かれた場合には訓練時のように冷静な対応は難しく、震災対応のために実施すべきことを考えても、なかなか思い通りにいかない場面が多々生じたのも事実である。更には、各職員は、いつ終わるともなく続く余震に怯えつつ、報道等で伝えられる被災状況などの映像を見るにつけ、連絡の取れない家族の安否に不安感を募らせる中で、24時間勤務態勢に移行することとなったのである。

（2）東北局対策本部の立ち上げ

当局の震災対応としては、自衛隊・在日米軍施設等の被害状況等の確認、関係機関等からの情報収集及び連絡調整、更には部隊からの要請に基づく技術支援等の諸活動であり、これら当局の震災対応業務を円滑に実施するためには、庁舎内の6階の当直室に東北局対策本部を速

やかに立ち上げるとともに、関係機関への連絡員（L O）¹を直ちに派遣するなどして、情報収集態勢の構築を図る必要があった。

地震発生時、緊急事態対処担当者である地方調整課の調整官及び企画調整係長は、防衛補佐官とともに八戸市に出張しており、局内に不在という状況にあったが、地方調整課の他の職員は、地方調整課長からの「本部立ち上げの準備をした方がいい」という一言を受け、地震発生直後から速やかに当直室に移動し、既に率先して当直室に赴いていた基地対策室長補佐、総合調整官及び総務課の職員と協力して、第3種非常勤務態勢の発令前から対策本部の立ち上げに係る所要の準備に取りかかった。



東北局対策本部の立ち上げの準備作業

一方、局O Aネットワークについては地震発生直後の停電によりサーバがその機能を停止した。このことから同ネットワークを通じての情報収集やメール送受信等ができなくなっていた。

局O Aネットワークを担当する総務課企画係長は、このような大きな地震が発生したのであるから東北局対策本部が設置されるのは必至であり、今後の東北局対策本

部の設置運営に係る情報収集等を見据え、停電により停止した局O Aパソコンのネットワークの通信手段を確保することが急務であると考えた。

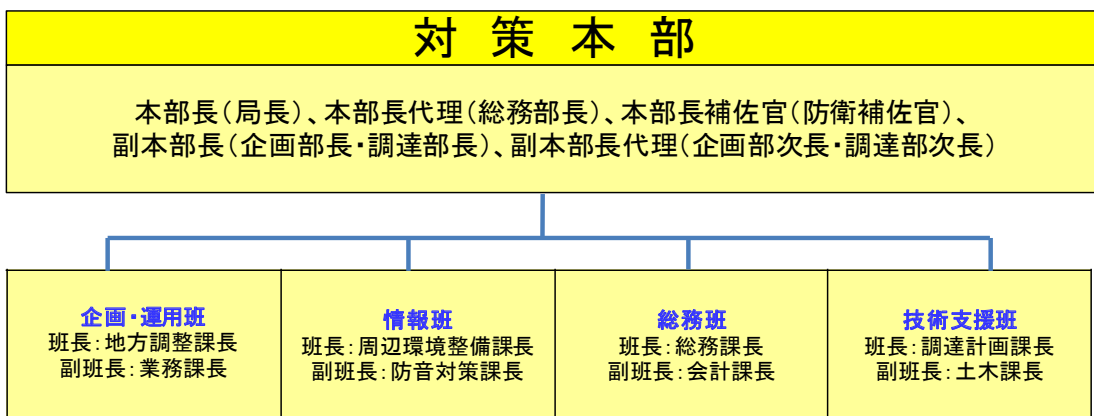
そして、同係長は、地震発生後間もなく、合同庁舎管理担当から自家発電機による電力供給を開始している旨の情報を得て、直ちに当直室に駆け上がり、テレビが視聴可能となっていた状況から当直室内の非常用電源に電力が供給されていることを確認すると、S E²（局O Aネットワークに係る保守業務契約業者）とともに当直室に通電されている非常用電源を活用して、サーバへの必要最小限の電力供給及び当直室のH U B³とサーバを直結する等の所要の作業に取りかかった。

サーバの復旧については、非常用電源の容量不足により、何度（3回程）かサーバダウンを繰り返したが、最終的には電気容量の関係で局O Aサーバ内の共有フォルダやデータ等は利用できなかったものの、必要最小限の局O Aパソコン及びプリンタ等のネットワーク環境が回復し、本省との情報共有に必要なパソコンによるメールの送受信が可能となった。



O Aネットワーク復旧作業

東北防衛局緊急事態等対策本部の組織図



¹ 「LO」とは、Liaison Officer の略で、軍事用語では連絡将校であり連絡員のこと。

² 「SE」とは、システムエンジニア (system engineer) の略で、コンピュータシステムの設計、システム開発のプロジェクト管理等をする技術者のこと。

³ 「HUB」とは、コンピュータシステムで、複数の端末を集めて連結する中継機のこと。

3月11日の局OAネットワーク用サーバー復旧の経緯

時間	作業内容
1510	局内の電源テーブルタップを収集・付設、LANケーブルの制作・敷設開始
1511	UPS ⁴ のバッテリー切れによりサーバダウン
1523	当直室の非常用電源とサーバ電源の直結が成功（非常用電源の最小限の使用のため、LTO ⁵ 、HDD ⁶ 、UPSを接続せず）し、SEによるサーバ復旧作業開始
1550	サーバ仮復旧
1627	非常用電源の不足によりサーバ再ダウン
1655	サーバ再仮復旧
1659	当直室端末2台の通信確保
1707	本省へテストメール
1722	増設端末3台の通信確保
1735	対策本部用OA端末通信確保作業終了
1827	非常用電源の不足によりサーバ再々ダウン
1833	サーバ再々仮復旧
2009	非常用電源の不足によりサーバ再々々ダウン
2015	全課に対し、非常用電源の使用を控えるよう指示（TV、ポット等）
2020	SEによるサーバ復旧作業開始
2051	サーバ再々々復旧

地震発生時、当直室は、平成22年度末に東北局対策本部を設置するための整備が完了しておらず、地震発生直後は仮眠室のパーティションを撤去したのみの状況で、東北局対策本部に必要な器材等は未整備であった。

しかしながら、個々の職員は誰が役割分担を決めた訳でもなく、自らの判断でプリンター、ホワイトボード、イス、テーブルなどの不足する物品等を各課から搬入する等の処置を行い、テーブル上に宮城県沿岸部の地図を広げた。

また、事態対処に際しては、状況の把握と情報共有のためにクロノロジー⁷を作成して表示することが重要であると認識していたが、停電と局OAネットワークの機能停止によりパソコンが使用不能の状態となっていたことから、クロノロジーをスクリーンに映し出すためのプロジェクターの代替として、ホワイトボード等に白紙を貼り付けクロノロジーを表示する即席の情報板を作成するなど、現状で実施可能な範囲の準備作業を手際よく進めた。



情報を書き込む職員

なお、訓練の際に使用した各基地の被害状況等を表示する紙については、当直室内に段ボール等の荷物が散在し、貼り付ける壁面が足りなかったため、薄いベニヤ板に貼り付けて使用せざるを得なく、紙に書き込む際にボード^{*}が湾曲するなど非常に書き込みにくい状態となってしまった

※ 本ボードについては、数日後、使用されなくなり、東北局本部内の片隅に重ねられることとなる。

4 「UPS」とは、無停電電源装置のことであり、普段電源を蓄え、停電時において電源を供給する装置。

5 「LTO」とは、磁気テープを用いた外部記憶装置。

6 「HDD」とは、ハードディスクドライブの略。

7 「クロノロジー」とは、出来事の年代順配列のことであり、略して「クロノロ」と言われることもある。

電話回線については、自衛隊の専用線が地震発生後においても通常の使用が可能であったが、一方、当直室に設置されていた一般電話の2回線は非常につながりにくい状態となっていた。

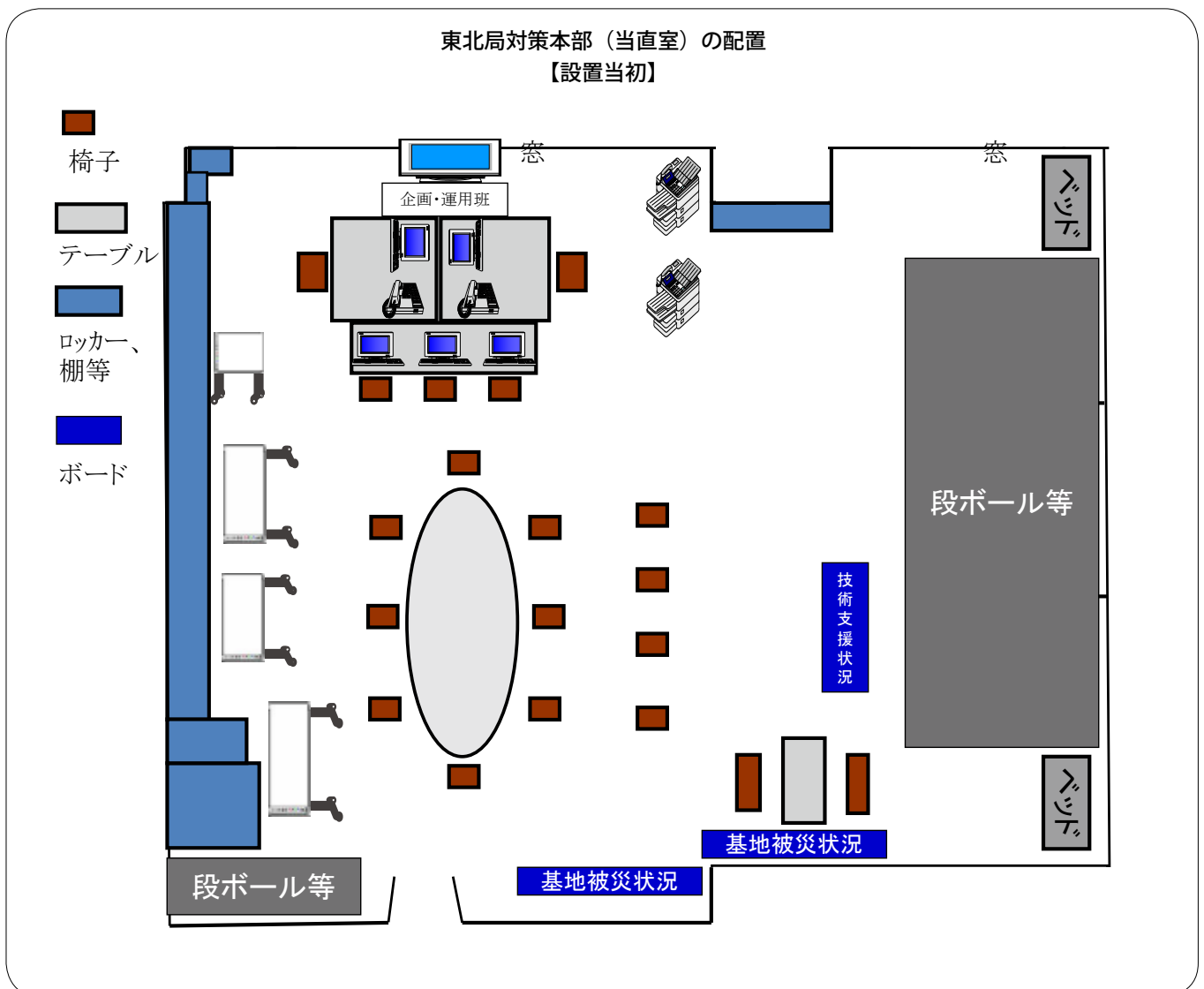
このような状況の中で、一部の職員が通常FAX用として使用している回線が災害時においても通信制限を受けない優先回線であるを知っていたことから、早速、総務課（5階）にあるFAX用の電話回線を東北局対策本部（6階）に引き込む措置を行い、発信用の回線を一つ増やす措置を採ることに成功した。

このように、事態対処担当者が不在という状況であったが、他の職員が東北局対策本部の設置に必要な物品等や緊急時における対処方法を熟知していたため、迅速に東北局対策本部の立ち上げが行われた。その後も誰が何をやると事前に決めていた訳ではないが、「クロノロジーを記載する担当者」、「パソコンへの打ち込みを行う担当者」、「本部会議資料を作成する担当者」等が自然と決まっ

ていくなど、職員一人一人が自分が果たすべき役割を考えて自発的に行動した。

なお、地震発生直後に本省から指示があった安否確認第一報について地方調整課から本省に報告するなど、本省地方企画室との間の連絡調整（本省からの質問や情報提供要請、本省に対する情報提供依頼等）は主に地方調整課協力確保係を窓口として行っていたが、当直室に設置された東北局対策本部に移行することによって、情報の集約化が図られ迅速な連絡調整（サーバ復旧後にはメールによるやりとりも実施）が行われることとなった。

東北局対策本部の立ち上げ作業の最中、飲料水の確保状況を危惧する声が職員の中から上がったため、当直室内に飲料水があるのを記憶していた地方調整課の連絡調整係長が棚の上の段ボールの中身を確認したところ、飲料水保存容器が空の状態であることが明らかとなった。地震の影響で断水となれば、庁舎内の飲み水は高架水槽に貯水している量だけになると誰もが予想できるだけ



に、その場にいた職員は騒然となった。

そのため、出張により不在にしていた地方調整課の企画調整係長に至急連絡を取り、飲料水の保存場所を聞いたところ、飲料水は未購入とのことだった。このことから、水の確保を急ぐ必要があると考え、職員が手分けをして、給湯室の水道水を保存容器（10個）に供給した。実はこの時既に、仙台第3合同庁舎周辺は断水と

なっており、庁舎内の水の供給は高架水槽の貯水量のみであったことになるが、その時、職員は水の事情を知る由もなかった。

その後間もなく、庁舎管理者は、断水によって高架水槽への給水再開時期の目途が立たないことから、トイレの使用階の制限や節水を促す旨の指示を出すことになる。

Column

東北局対策本部の立ち上げ

(当時) 東北防衛局 地方調整課 基地対策室
室長補佐 鈴木 雅之

平成23年3月11日午後2時46分頃、強い揺れが東日本全体を襲った。庁内は直ぐに停電となり、情報収集は携帯電話（ワンセグ）のみであったが、目や耳を疑う情報ばかりで、「東北地方はいったいどうなってしまうのか」という恐怖感にかられたと記憶している。

真っ先に家族の安否や自宅の被害状況はどうか、石巻の親戚は大丈夫だろうか、また、対策本部の立ち上げをしなければと頭の中で駆け巡っていたが、ともあれ、家族の安否等は携帯電話が通じないため確認する術がなく、無事でいてくれと心の中で願いつつ、総合調整官と対策本部の設置に向け当直室に向かった。

しかし当時を振り返ると、緊急事態等対処の主担当である地方調整課内は出張等に行っている職員も数名おり、残っている職員は課長以下10名程度、よりによって主担当者である調整官や企画調整係長が出張中であった。準備に取りかかるといっても、本省、局内及び自衛隊等との調整を始め対策本部の設置・運営等いろいろとやるべきことも山積みで、取り急ぎ本省、局内等の調整は協力確保係長がメインでバタバタと行っていたと記憶している。

また、課内の各職員も対策本部の設置に向け慌ただしく動き出し、私は総合調整官と一緒にホワイトボードや図面等を当直室に運び準備を始めたのだが、既に総務課の職員等はパソコン等を設置したり電源確保の作業等を行っており、対策本部の設置に向け着々と準備をしていたと記憶している。

大震災という緊急事態でもあり、職員それぞれが黙々と作業に取りかかっていたが、これまでに実施した訓練の成果も出ているのかなあと感心した反面、「自分はこれから何をすればよいのか」とふと考えたことに恥ずかしさを憶えた。地方調整課の職員であれば、緊急事態等が発生した際何をすべきか常にイメージを持って準備する必要があり、いかなる場合でも即時に対応することが重要であると思う。自分は若干準備を怠ったかもしれないが、職員それぞれは臨機応変に対応したのではないかと後になって思えた。

震災直後は考える余裕もなかったが勤務時間中に震災が発生したため、対策本部の設置を始め局内の調整、また、関係機関との調整等もある程度スムーズ？にできたのではないかと思った。これが仮に勤務時間外であったら、当直或いは登庁（第3種非常勤務態勢と仮定）した職員で準備等を円滑に実施することができたか疑問がある。必ずしも緊急事態等の主担当である地方調整課職員が直ぐに登庁し準備等を実施できる訳ではないので、深夜或いは早朝に震災が発生した場合にスムーズに体制をとれるのか、やはり、緊急事態等対処は局全体で対応できるよう常日頃から訓練（非常呼集訓練＝実働訓練）を実施し、地方調整課或いは総務課だけではなく、登庁してきた職員が本部の設置・運営等を実施し円滑に体制をとれるよう準備する必要があると思った。

最後に、当たり前のことではあるが、今回の大震災を糧に、対策本部の立ち上げや緊急事態等への対応（発生した際何をすべきか常にイメージを持って準備）について、職員ひとりひとりが考え直さなければと思った。

(3) L O (東北方面総監部、宮城県庁) 及び技術支援要員の派遣開始

東北局対策本部が設置された当直室では非常用電源によりテレビの視聴が可能であったが、他の課室は非常用電源が通っていないため、局長以下の幹部は自然と当直室に集まり、適宜、情報収集を行っていた。

テレビからの情報によると、地震の規模は逐次修正され、地震発生当初マグニチュード7.9とされていたのが、16時には8.4に修正された。その後、17時30分に気象庁は新たにモーメントマグニチュードで8.8と発表した(最終的には3月13日(日)にモーメントマグニチュード9.0と修正された)。

また、地震発生当初に6mとされた津波警報は15時過ぎには宮城県沿岸で10m、15時30分には岩手県及び福島県沿岸でも10mの津波警報が発表されたのを確認している。

更に、時間の経過とともにテレビから、自衛隊のヘリコプターが撮影した津波の映像や各地の被災状況等が伝えられ、被災地における悲惨な状況が徐々に明らかになっていった。

このように報道により今回の地震が次第に大きな規模修正され、津波による被災状況が明らかになると、誰もが想定していた宮城沖地震よりも遙かに巨大な大規模地震であったと認識するに至ったのである。

なお、情報収集をしている最中にも庁舎内では大規模な余震が立て続けに起こり、15時30分頃までにマグニチュード7.0以上の余震が3回以上発生し、青森県沖、茨城県沖を震源とした地震も発生している。

当局としては、このような震災関連の情報を迅速に入手するためにも、東北方面総監部へのL O (以下「方面L O」という)の派遣を速やかに行うことが必要であった。まさに東北方面総監部はこのような大災害に際して自衛隊の災害派遣の最も重要な拠点となるものであり、また、県庁と併せ、災害時のL O派遣先として想定していたものである。

方面L Oについては、地震発生時に出張中で偶然にも東北方面総監部に居合わせていた地方調整課基地対策係長が元々陸上自衛隊採用の技官であり部隊業務にも精通していること等から適任であるとして、同係長をそのまま方面L Oとして常駐させることとした。これにより東北局対策本部設置とほぼ同時に情報収集が開始されることとなった。

更に15時25分には、総合調整官2名を方面L Oとして追加派遣するとともに、モバイル・パソコン、スキャナー付きプリンター及び携帯電話等の各種備品を現地に持ち込むなどして、情報収集体制の強化を図ることとした。

この方面L Oへの追加派遣に当たって、改めて窓から外の様子を見ると、道路は多くの自動車で大渋滞となっていたことから、1名は徒歩での移動とし、もう一人を車両による移動という分散して派遣せざるを得なかった。

方面L Oの体制が整うと、東北方面総監部に集まる細部の被災状況、例えば、「ヘリ映伝からの情報で名取川を3mの津波が逆流(川を遡上)」、「松島基地の建物1階が水没」等の情報が次々と東北局対策本部に伝えられることとなり、企画・運用班の職員は、それらの情報を逐一クロノロジーに反映する作業に奔走することとなった。

一方、宮城県庁へのL O (以下「宮城県L O」という)については、あらかじめ県庁内の常駐場所に係る調整を行っておらず、また、この時点の東北方面総監部の県庁への派遣状況を把握できなかったことから、県庁内のどこに職員を派遣すべきか明確な判断材料もなく、派遣の決定には時間を要していた。その間、本省地方企画室から派遣の打診が幾度とあり、速やかな対応を迫られる中、情報収集態勢の強化を急ぐ必要があるとして、16時54分、局長の指示により県庁への派遣を開始した。

宮城県L Oとして派遣する職員2名の選考に当たっては、地方調整課の職員の中で、過去の震災対応訓練を通じてL O業務を既に経験をした職員2名(連絡調整係長、企画係員)がいたものの、東北局対策本部の運営を主で担っている地方調整課から当該職員2名を派遣する場合、東北局対策本部の運営に支障を来すおそれもあると判断して、同課からは企画係員1名を派遣することとし、残り1名は以前からL O候補に挙がっていた施設補償課の職員を派遣することとした。

県庁内がどのような状況であるか全く情報が入らない中での派遣のため、県庁内でL Oとして情報収集に当たることは相当困難を極めることが予想されていたが、出発から約5時間後には、今般の地震の名称が「東北地方太平洋沖地震」と決定された等の様々な情報が宮城県L Oから対策本部内にもたらされることとなった。

また、技術支援業務については、平成20年に発生した「岩手・宮城内陸地震」における当局の対応や東北方

Column

県L Oの派遣

(当時) 東北防衛局 地方調整課
協力確保係長 尾花 勇人

バタバタしている最中、本省の担当係長から「県へもL Oを出さないのか」との連絡が入る。

方面から県へのL Oの状況も分からない状況で、果たして局から県にL Oを出せるものか、どこに行けと言えいいのか、疑問がよぎる状況で、「現在、検討中。」と回答するのが精一杯であった。方面L Oに「方面からの県L Oの状況は」と聞いてみたが、「承知していない」とのことであった。各セクションが、それぞれで動いており、自分の担当セクションの状況把握が精一杯である。当然の回答だと思った。

16時頃だと思うが、再度担当係長から「県へL Oを出せないのか」との連絡が入る。本省担当者の声も苛立ちを隠せなくなっている。こちらも「まだまだ大きな余震が続いているんだ！そんな危険な中で、県庁のどこにL Oを送るのか、誰を送るのか、現在、調整しているからもう少し時間をくれ！」と強い口調で時間を稼ぐ。

地方調整課長とこの件を相談していたら、局長から「ダメもとで行かせなさい」との指示が出た。この一声で決心する。

以前、企画調整係長とL O育成の話をしていたので思い出し、L Oに出すとすれば「市川さん・大沼さん」のコンビになるだろうと心には決めていた。地方調整課長からも同じ名前が出た。これこそ防災訓練の成果なのだなと感じながら、市川さんと大沼さんに「とりあえず、行っただけ行ってくれ。どこに行けばいいのか分からないが、場所を見つけてほしい。着いたら連絡くれ」とのみ伝えた。モバイルパソコンや各種の用品など持って行かせるかどうか迷ったが、場所さえ取れるかどうか分からない状況では荷物は少ない方が良いだろうと、備品類は企画調整係長が戻ってきてからでもいいだろうと持たせなかった。

局を出発して1時間もせず、県L Oから連絡が入る。2 Fの庁議室にいるとのこと。県の対策本部の状況などの情報もしっかり掴んでいた。邪魔者扱いされがちな防衛局L Oの場所を混乱している時に作るというのは大変な作業に違いない。ここにファインプレーをした者がいることを記録として残してほしい。

面総監部との震災対処訓練等を通じて、部隊側が承知していたこともあり、東北局対策本部の立ち上げから30分後には東北方面総監部から仙台駐屯地の建物応急危険度判定及び電力確保に係る技術支援の要請があり、16時30分に建築課の職員2名及び設備課の職員1名を現地に派遣した。

(4) 第1回東北局対策本部会議

地震発生から時間を追うごとに、被害の状況が逐次判明していった。東北局対策本部が得た情報でも、松島基地のほか多賀城駐屯地も冠水、各地からは災害派遣要請、また、仙台空港に近い(株)ジャムコ航空機整備カンパニー仙台整備工場の施設でも津波により被災したこと等、今回の事態の深刻さに一同戦慄を覚えた。

その他、17時32分には東京電力福島第一発電所で放射能漏れとの第1報、18時26分にはジャスコ多賀城店付近にいる人からの救助要請*(FAX受信)があったり、更には七十七銀行から女川支店の行員の様子について情報提供依頼が入るなど、東北局対策本部では情報収集・提供及び関係部署との連絡調整が続けられた。

※ この情報については、東北方面総監部、宮城県L O経由で部隊等に連絡した。

このように東北局対策本部の立ち上げ、その後の各種L Oの派遣に一定の目途がついたことを踏まえ、局長から東北局対策本部会議を開催するよう指示があり、19時に第1回目の会議を開催し、現時点の震災対応における活動状況の報告及び今後の対応方針について協議を行った。

なお、東北局対策本部会議の場所については、「非常勤務等規則」において、原則として局長室において開催するものとしていたところ、被害状況が刻々と変化している中、必要な情報が揃っている場所での実施が適切であること等から、東北局対策本部を設置している当直室で開催した。

東北局対策本部会議には、各班の班長及び副班長を含む主要幹部が出席し、企画・運用副班長たる地方調整課



第1回東北局対策本部会議の様子

長が進行役として、現在までの状況をクロノロジーにのっとり報告した後、総務班から職員の安否確認状況、技術支援班から技術支援業務の状況を報告した。

なお、地震発生時からの混乱状況下における対応として、事実上、企画・運用班の職員が情報班の業務（情報の収集・整理・分析等）も一体として行っていたことから、情報班としての報告は行わなかった。

【第1回東北局対策本部会議概要】（1900～1940）

- 報告事項
 - ・職員の安否未確認者は2名。家族の安否状況の把握は未実施のため、今後確認。
 - ・方面L Oとして3名、宮城県L Oとして2名、技術支援要員として仙台駐屯地に3名を派遣中。
 - ・施設の被害状況については確認中。
- 本部長指示事項

- ・現在の局勤務者数（本局）の確認。
- ・今後の庁舎内勤務者のシフト及びL Oのローテーションを計画。
- ・食糧の備蓄状況を確認し、足りない場合は方面への依頼を検討。

家族の安否確認については、携帯電話がつながりにくい状況の中、個々の職員が地震発生当初から連絡を始めていたが、局全体の把握は行っていなかった。

会議は40分間実施し、局長指示に基づく今後の対応については、同日21時30分に開催する第2回東北局対策本部会議で報告することとした。

（5）L O要員の指定

局長の指示を受け、L Oの交代要員を計画する必要があったが、「非常勤務等規則」上、第3種非常勤務が発令された場合の東北局対策本部の態勢については、「全員による対応」という漠然としたものであり、平素に各班員の業務を明確に指定していなかったため、L Oの要員を改めて指定する必要があった。

そのため、地方調整課総務・企画担当補佐が企画部各課と鋭意調整し、このような状況下においても、適切な対応が可能と思われる職員を選抜して、一週間分の勤務リストを作成した。その際、派遣先周辺の関係者に顔を覚えてもらうためにも要員数は少数の方が良いと判断し、方面L Oは3名（2班）体制とし、派遣中の3名を含め派遣要員として6名を指定した。また、宮城県L Oは2名（2班）体制とし、派遣中の2名を含め派遣要員として4名を指定し、いずれのL Oも24時間勤務の交代制とした。その後、3月15日（火）以降は、個人の負担状況や恒常業務等を考慮した上で、宮城県L O、方面L Oそれぞれの状況に応じ、改めて派遣対象者の追加人選等を行ってローテーションを組み直した。その後も、L O派遣が長期化することに伴い、派遣対象者の拡大や勤務人員及び勤務時間を縮小するなど体制を適宜見直した。

最終的には、方面L Oを10月6日（木）までに延べ211名、宮城県L Oを10月20日（木）までに延べ169名を派遣した。

なお、3月19日（土）、4月1日付けで局を退職し4月上旬から岩手県の防災危機管理監として再就職することが決まっていた郡山防衛事務所長を、東北方面総監の助言もあり、岩手県庁へのL Oとして派遣*している。

※3月19日（土）～同月31日（木）の13日間。

地震発生日（3月11日）のLO派遣のシフト表

方面LO	勤務体制：4名（最大時）	
	勤務時間：1500～翌日1200－1名 1640～翌日1800－1名	1610～翌日0800－1名 2100～翌日1200－1名
宮城県LO	勤務体制：2名	
	勤務時間：1735～翌日1200－1名	1735～翌日1800－1名

(6) 第2回東北局対策本部会議

【第2回東北局対策本部会議概要】(2130～2150)

- ・局全職員の安否が確認でき、無事であることを確認。職員家族の安否については、現在確認中。
- ・方面LOのシフトは3名（総合調整官2名+職員1名）、宮城県LOのシフトは2名体制とし、24時間勤務で交代。庁舎内勤務者のシフトについては、引き続き作成中。
- ・糧食については、アルファ化米⁸の備蓄があるが、方面に食糧の要請が可能か調整中。
- ・現在、当局内（本局）では職員108名（帰宅不能者含む）で対応中。
- ・設備課については、本日、工事検査で職員9名が出張中のため、現在、電気の技術支援要員として対応できる職員は1名のため、今後、状況に応じて他局の応援が必要となる可能性がある。（本省を通じた支援依頼も検討）。
- ・車力通信所の被害はないという情報を得ているが、他の在日米軍施設の状況が分からない。本省からも情報を得られるか調整。

会議は20分間で終了し、第3回目の会議は明日行うこととした。

(7) 地震発生当初の非常用糧食等

第1回東北局対策本部会議において、局長から食糧の備蓄状況を確認するよう求められたところであるが、非常用糧食の状況については、地震発生前から、「非常勤務等規則」上、少なくとも東北局対策本部に勤務する職員のために3日分を基準として確保・備蓄に努めることが規定されており、当局は事前に米軍航空機事故対応を想定して、平成21年3月にアルファ化米を390食

分（保存食）、飲料水保存容器（20L用×11個）を調達していた。

しかしながら、地震発生の当日は平日の昼過ぎで多くの職員が勤務しており、当日夜には帰宅困難者も多くいたことから、食糧の配給については東北局対策本部勤務者のみならず在局職員全員を対象に行う必要があったことで、備蓄されている非常用糧食（アルファ化米：390食分）については、局内にいる職員1人当たり2食分しか提供することができないという厳しい現実に直面した。

職員への食糧の配給は、今後の食糧調達の目途が立たない状況であったが、職員の業務継続の観点や健康等への配慮から、23時頃、会計課職員が非常用糧食の数量を確認して、1食を2名分として配布した。職員は、震災対応に追われる中、ようやく夕食を摂ることができたものの、アルファ化米1食のみを2人で半分ずつ食するという厳しい状況であった。

他方、地震発生前から、防衛補佐官は局が被災し備蓄する糧食等が不足する等の万が一の事態に備え、東北方面総監部需品課と調整し、糧食等の支援について了解を得ていた。

そのことから、第1回東北局対策本部会議終了後、地方調整課長は、方面LOに派遣された基地対策係長に連絡し、毛布と併せて戦闘食⁹300袋（戦闘食は1袋で2食分の量のため600食相当、これは職員200名が朝昼晩3食分に相当）を提供してもらうよう指示した。これを受け、同係長が東北方面総監部の了解の下で備蓄状況を確認させてもらったところ、災害派遣の隊員用糧食として持ち出していることもあり、備蓄している量は500袋程度で、東北方面総監部としても他基地からの追送を待っているとのことであった。そのため、300

⁸ アルファ化米とは、精白米を炊飯し、急速的な乾燥処理を行った加工食品。
⁹ 戦闘食とは、軍隊において、軍事行動中に配給される食糧。「レーション」と言われることもある。

袋の提供は難しいと判断し、取り急ぎ100袋の提供を依頼し、その日の内に受領した糧食（戦闘食100袋）を局に搬入した。

なお、同係長は、東北方面総監部との間で、この戦闘食100袋の他、14日以降に改めて追加提供をしてもらうことで調整していた。

さらに、3月12日（土）、平成22年度の104移転訓練¹⁰の際に支援部隊から提供され、王城寺原演習場（SACO管理棟）に保管していた戦闘食150袋が、同係長によって局に搬入された。

これら追加の戦闘食（250袋＝500食分）が提供、搬入されたことにより、12日（土）の夕食以降から13日（日）までは、2人で1つの戦闘食（2食分）を食するまでに改善された。

週明け（14日）以降には、東北方面総監部から糧食の提供の見通しが立たない状況（結果として、東北方面総監部から追加200袋の提供を断られた）となり、このままでは局職員の糧食が尽きることを踏まえ、自力の調達を試みることとなり、会計課の職員が近隣の山形県まで買い出しに行き、カップ麺、精米等を調達した。その後、本省に緊急調達を依頼するなどの対応により、食糧の確保が図られることとなった。

なお、食糧の配給は、当初1日3食を想定したものの、自然と、昼食、夕食の1日2回のみとなっていった。これは、初日の配給が、局全体が多忙を極め、食事まで手が回らなかったこともあって深夜にずれ込んだこと、翌朝は徹夜明けで休息する職員も多く、この日の配給も昼頃になったこと、更には、3月15日（火）、ヤマザキ製パン（株）のご好意によりパン数百個が提供され、3月15日と16日の2日間はこれを朝食に充てることでできたこともあり、そのような流れになったものと思われるが、局内ではこのような緊急事態の最中、1日2食の配給でも十分という雰囲気であり、1日3食を求める者はいなかった。

（8）国有財産の被害報告

国有財産の被害については、第2回東北局対策本部会議において、「米軍車力通信所」の被害状況の報告が行われたのに続き、逐次、被害情報を入手次第、本部会議及び本省へ報告された。

自衛隊施設の被害については、地震発生当初から各部

隊に確認を行っていたものの、停電の影響や震災の混乱状況から基地被害の実態把握は難しい状況となっていた。そのため、各部隊の被害状況は、部隊等がそれぞれの状況下において被害状況が確認できた時点で順次当局に連絡があったり、また、技術支援班の現地報告から情報を得る場合も生じた。

米軍施設の被害については、三沢防衛事務所や関係米軍等に照会したところであるが、結果として主に三沢防衛事務所からの現地確認の報告により状況を把握した。

周辺財産¹¹の被害については、局職員が直接現地で確認する必要があったが、地震発生後は現地への移動手段がないこと等から、報道による被害情報の収集にとどまった。三沢飛行場周辺地区、三沢対地射爆撃場周辺地区及び八戸飛行場周辺地区については、3月13日（日）に三沢防衛事務所が現地確認を行い、被害状況の報告を受けた。松島飛行場周辺地区は、余震の沈静化及び三陸自動車道が緊急車両の通行が可能となった3月15日（火）に現地確認を実施した。

（9）防衛補佐官及び事態対処担当者の対応（指揮システムの活用等）

3月11日（金）、防衛補佐官以下3名の事態対処担当者は、青森県・岩手県国民保護共同訓練セミナーに参加していたため、同セミナーの開催地である八戸市内に在る際に地震に遭遇していた。

地震により同セミナーが中止と決まり、防衛補佐官以下3名は八戸駐屯地へ移動し、内線電話を使って当局に「八戸の局職員3名は異状なし」の旨を報告するとともに、局の対応状況を確認した。

その後、この場でできることを模索していた時、八戸駐屯地の指揮所で隊員が指揮システムの端末を利用して様々な資料等を見て状況把握をしているのに気が付き、当端末へのアクセス方法を確認した（陸上自衛隊の指揮システムの端末では各部や大きなイベントごとにフォルダーを作成して平素から情報や資料を共有している）。

この措置により、東北局対策本部は、防衛補佐官の部屋にあるパソコンから部隊が把握しているものと同様の詳細な情報を迅速に入手できるようになり、情報収集力が飛躍的に向上することになった。また、後に当該情報（電子データ）を個々の職員も閲覧できるよう、局の共有フォルダに掲載する等の措置を講じた。

10 104移転訓練とは、在沖米海兵隊がキャンプ・ハンセン演習場において実施していた県道104号線越え実弾射撃訓練を、平成8年12月の日米特別行動委員会（SACO）の最終報告に基づき、沖縄県の負担の軽減のため、平成9年7月から本土の5演習場で分散・実施している訓練をいう。

11 周辺財産とは、飛行場等の周辺において、建物等の移転等により国が買収した土地等のこと。

Column

周辺財産の確認

(当時) 東北防衛局 施設管理課長

五十嵐 昭紀

東北防衛局は周辺財産を松島飛行場、三沢飛行場周辺などの航空機騒音の著しい地域に保有している。各地区の周辺財産は部隊や米軍が管理するものではなく、東北防衛局がすべて管理を行っている。このような緊急事態において、遠方の状況を把握するのは大変困難な事態となる。

3月15日、津波に襲われた松島基地周辺財産の現地確認を決心し、同じく補助施設等の現地確認を計画していた周辺環境整備課と防音対策課で調整を行い、施設管理課からは齋藤緑化担当補佐が現場へ向かうこととなった。コースは東松島市役所に立ち寄り被災状況を聴取し、石巻地区に進出。帰路、王城寺原演習場を經由するコースで被災状況を確認する計画である。すっかり暗くなった18時過ぎ、現地確認班が無事現地から帰局した。

早速、状況を問い合わせると、「周辺財産は津波後、水が引かず海と化している。また、ある地域ではがれきが車両の進入を妨げ、あるはずのない船や巨大パイが転がっている。そこにあったであろう周辺財産を含め、どこに何があったのかわからない状況。」とのことだった。

私自身が現地に入ったのは3月28日になってからだったが、齋藤補佐が体験した被災地はそのまま残っていた。かつて周辺財産であったであろう場所には家の屋根部分が漂着し、ダンプカーが転がっていた。基地滑走路東側に所在する周辺財産は未だ水没しており、石巻市に向かって広大な海ができていた。



滑走路東側の状況



海水が引かず海と化した周辺財産

なお、東北方面総監部作成の資料であったことから、資料の取扱いは慎重に行いつつ、必要に応じて本省に情報提供を行った。

このように、防衛補佐官以下3名は八戸駐屯地にいる間、可能な限りの震災対応に従事した後、東北自動車

道の緊急車両通行の許可が下りたことから、11日の23時頃、東北方面総監部の防衛課長が搭乗した車両の先導により、八戸駐屯地を出発、仙台へ移動することとなった。

翌12日(土)の午前3時頃、無事、防衛補佐官及び

事態対処担当は、レンタカーにより八戸駐屯地から帰局した。防衛補佐官は帰局する前に宮城県庁に立ち寄り、県庁に詰めていた東北方面総監部の隊員と調整の上、当局職員の常駐場所を県庁内の自衛隊調整所に確保するとともに、局職員への糧食や水の提供及び仮眠室の調整をしたとのことであった。

その後、防衛補佐官の主導により、東北局対策本部内に現在の部隊の展開状況を記載した東北管内の地図を立てかける作業を行った。

Column

八戸駐屯地における初動対応確認

(当時) 東北防衛局 防衛補佐官
山口 芳正

宮城県で震度7の地震が発災したとの第一報を聞き、新幹線で仙台には帰れないと判断し、近傍の八戸駐屯地に前進することが最善と判断、東北方面総監部の防衛課長を誘って、八戸駐屯地へ移動した。移動中も相当激しい余震に見舞われ、しばしば路肩へ車を止めなければならなかった。

八戸駐屯地では内線電話の使用が可能で、局と連絡を取ることができた。

局は早速対策本部を立ち上げるとともに、東北方面総監部へ連絡員を派遣するなどして平素実施した訓練通りに業務を実施している様が見え、一安心した。

駐屯地内は停電であったが、発電機で稼働するテレビを観ることができた。NHKの報道を観ていると、事態の深刻さが刻一刻と判明してきた。

仙台へ帰るタイミングを伺っていたところ、東北方面総監部が高速道路公団と調整し、緊急車両通行の許可が下りた。八戸駐屯地で準備されたパジェロに東北方面総監部防衛課長が乗車し、この車の後を付いていく形で我々局職員も仙台に帰ることができ、駐屯地は災害に強いことを改めて認識した。また、夜通し車を運転した浜崎調整係長(当時)の労を多としたい。



出張先で電話連絡をする防衛補佐官

Column

宮城県庁LOとしての派遣（その一）

（当時）東北防衛局 施設補償課

漁業補償第2係長 大沼 一成

時計を見たら深夜0時を回っている。局を出発する際に手渡されたペットのお茶があることに気づき、渴いた喉を潤した。この時点で、市川さんは今日の1200まで、私は1800までと知らされていたので、「このまま24時間以上ペットのお茶だけだと、体重は何キロくらい落ちるのだろうか」などとつまらないことを考えたりもした。

講堂内は、状況の把握と人命救助最優先で緊迫感を増していた。我々は、講堂内に設置してあるテレビの映像で現状把握に努めながら、飛び交う情報に耳を傾けた。とりあえず、0500から次の県災害対策本部会議ということなので、至急局本部に伝えなければならないような情報以外は、その際にまとめ局に伝えることにして、頻繁に続く余震に身構えながら我々が陣取った講堂後方中央でしばらく状況を見守った。

ふと後ろに人の気配を感じた。振り向くと山口防衛補佐官が立っておられた。「お、お疲れ様です！」と挨拶をした後に、これまでの状況を簡単に説明したところ、山口防衛補佐官は「君たちはここにいるんじゃないかと・・・」とおっしゃったので、思わず「えっ??」と声を発してしまった。そして、我々は同じフロアの別室、自衛隊連絡調整所（入札室）に引っ張られて行くことになる。そこは、当然のことながら各部隊から集まってきた迷彩服の自衛隊員でいっぱいだった。専門用語がビシバシ飛び交う初めての環境なので、私はかなり圧倒された。「ここで何をすればいいのか・・・」という思いが、私の顔に出ていたのだろう。山口防衛補佐官はやさしく「何か筆記用具ある？」とおっしゃったので私の手帳とボールペンを手渡した。すると「今の段階は状況把握と人命救助が優先なので、もう少し後の段階になると思うが・・・」と前置きしながら、東北防衛局としての主な調整内容を私の手帳に以下の事項を書き記しながら説明してくださった。

- 応急危険度判定士の派遣
- 駐屯地の庁舎の判定
- 倒壊家屋の判定
- 米軍と自治体との調整
- 通訳要員の派遣
- 周辺財産の使用
- 陸海空自の施設の被害状況把握
- 工事の状況把握
- 補助事業対象施設の把握

（山口防衛補佐官直筆の手帳は私の宝物である。）



県LOに調整事項を書き記す防衛補佐官

また、このような混乱した状況の中で、山口防衛補佐官は東北防衛局のスペースを確保すると同時に、県LOのための食事や仮眠室についても部隊の方に話をつけてくださった。食事の場所へは東北方面総監部の佐藤事務官から案内していただき、食べ物や水が手に入らない状況下で、とても貴重な戦闘糧食（乾パン、惣菜缶詰）や水などを頂いた。後に温飯（食）に切り替わるが、「食」は戦力回復のためにも大変重要であると認識させられた。また、仮眠室については食事の場所と隣接していたため同時に案内されたが、私は利用せず自衛隊連絡調整所（入札室）で過ごした。（後に、仮眠室は防衛局のための「個室」を確保していただくことになる。）

とにかく山口防衛補佐官が県庁にいらっしゃってからは、県LOの環境が劇的に変わり整った。やはり、山口防衛補佐官は偉大であると痛感している。

●3月12日（土）

震災初日の真夜中は、窓の外の渋滞がいつの間にか解消され意外と静けさを取り戻していたが、海の方角に目を向けると、約10km離れた多賀城市の石油ガスタンクが炎上している様子や、若林区などの海岸方向で発生した火災の炎が地平線に沿ってチラチラする様子を目視することができるなど、非日常的な光景が広がっていた。

深夜になって気温が低下したが、ライフラインが止まり暖房もない中、職員は派遣要員用に準備していた防寒着を着用するなどして寒さを凌いだ。勤務が長時間に及び、その場で仮眠する者もいたが、夜通し東北局対策本部に張り付いて業務を継続した者も多く、当直室の東北局対策本部は終夜稼働していた。

早朝6時頃、本省より「福島第一原発で放射能漏れ」との情報が入り、事態が更に深刻化し危機感もつものっていったが、東北局対策本部としても原発関連の情報収集に努めることとなり、後に部隊から入手した放射線量の情報をボードに貼り付けるなどの対応を開始した。

なお、緊急事態担当者が帰局したこともあり、東北局対策本部内で管理していた物品等以外に通常時に会計課が管理していた防寒具、長靴、雨具等については、活動現場における所要を見据え、東北局対策本部内で一括管理することが適当であるとし、会計課の倉庫から東北局対策本部（当直室）へ移動することとした。



防寒具等の物品を東北局対策本部へ移動

（1）クロノロジー・東北局対策本部会議議事録の作成及び組織体制の変更

この日の深夜0時を過ぎた頃、本省から防衛省対策本部会議資料等の重複したメールが大量に届くこととなった。

これらは、「本省は局の情報を吸い上げるのに、本省からの情報提供がない」旨の局長指示を受け、本省が

持っている情報を局に送信してほしいと何度も連絡していたが、サーバの機能復旧作業で本省からメールが届かず、サーバ機能が回復して一斉にそして大量にメールの受信が始まったためである。これらの重複メールを除外しても、溜まったメールの資料は相当のボリューム数があり、これを印刷し、本部内に回覧する作業は非常に時間を要するものであった。

本来、このような情報収集にかかる作業は、情報班が行う業務であるが、初日から引き続き、企画・運用班の職員が分担して作業を行い、情報班の業務も一体として行う体制が恒常的なものとなっていた。

地震発生以降から翌日にかけては、各LOから被災状況や部隊の状況等の情報が東北局対策本部内へ次々と伝達されたため、この時期、企画・運用班の職員は膨大な量の情報を紙に書き込みクロノロジーを作成する作業に奔走した。



クロノロジーに情報を書き込む職員

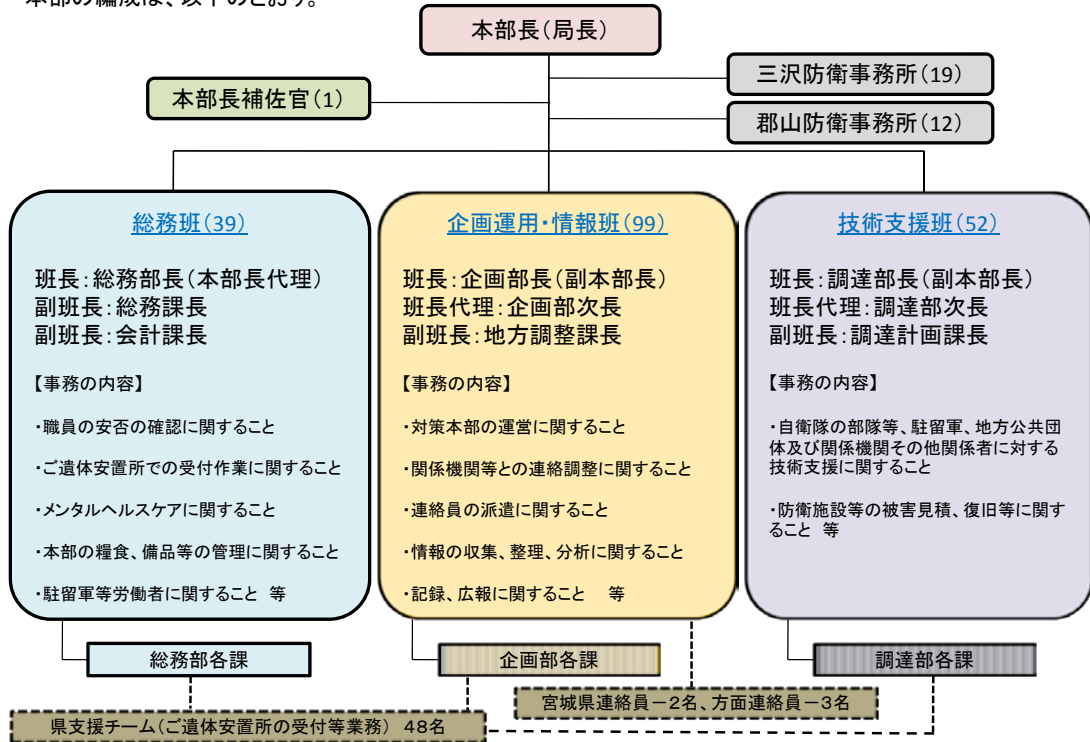
クロノロジーへの記載は情報を入手次第、その都度行ったものの、徐々に書き込みが追いつかなくなり手元にメモが溜まっていく状況も多々あった。疲れから書き込みの順番が前後すること、さらには、30分前の情報が書かれたメモが出てくるようなこともあったが、企画・運用班の職員は相互に協力し合い、書き込みをする職員を適宜交代しつつ、これら情報を黙々と書き続けた。

企画・運用班の職員は、クロノロジー以外にも、東北局対策本部会議における議事要旨を作成するとともに、本省災害対策本部会議資料や宮城県LOが収集した会議資料等については、入手したその都度、東北局対策本部内の幹部に回覧するとともに共有フォルダへの保存を行った。

特に宮城県LOがFAXにより送付する資料、或いは

東北局対策本部の組織の変更（第1回目）

- 3月11日 14:46、東北地方太平洋沖地震(M9.0)が発生。
- 3月11日 15:00、第3種非常勤務を発令、局長を本部長とする緊急事態等対策本部を設置。本部の編成は、以下のとおり。



() 書きは、平成23年3月11日時点の要員数(計223名)

クロノロジー

時間	内容
平成23年3月11日	
東北地方太平洋沖地震について	
3/11(金) 14:46	地震発生
15:00	第3種非常勤務を発令 緊急事態等対策本部を設置 LO方面に派遣(佐々木)
15:12	本省企画室に連絡 ・第3種の発令、対策本部の設置 ・安否確認中、被災確認中
15:15	八戸からP3C、霞目からヘリ離陸(被害状況把握)
15:25	LO2名追加(方面へ) (安達一尉、千葉一尉)
15:29	方面施設課長より技術支援要員の派遣要請
15:54	15:25 横須賀より全艦発進 15:35 宮城県知事より災害派遣要請(方面総監へ)
16:00	18:00政府調査団が宮城県庁にヘリにて移動 (市ヶ谷発:チヌーク)
16:05	名取川を津波が逆流(高さ3m) 仙台空港麻痺(方面LOから)
16:10	建築(相馬、赤松)技術支援要員を方面に派遣 千葉一尉方面到着

東北局対策本部会議の議事録

日時	内容
平成23年3月22日	
緊急事態等対策本部会議(第28回) (東北地方太平洋沖地震)	
日時: 3月22日 10:00~10:10	
場所: 当直室	
出席者: 局長、総務部長、企画部長、調達部長、防衛補佐官、企画部次長、調達部次長、総務課長、地方調整課長、調達計画課長、報道官、会計課長、施設管理課長、重村医官	
概要: 地方調整課長より前回会議からの進捗状況を説明後、防衛補佐官から部隊の展開状況等、各課長等から各種業務状況を報告。会議における主な内容は以下のとおり。	
技 術 支 援	
○ 松島基地関係	・浴場の応急復旧について、建物の整備を本日で終了予定。給水設備については、本日1400揚水ポンプが到着予定のため、その後設置工事を予定。 ・航空灯火については、本日1530到着予定の技術者と整備に係る打ち合わせを予定。
○ 方面から要望のあった建物危険度判定等の技術支援について、23日に船岡駐屯地、24日に大和駐屯地を実施予定。	
○ 本日以降、松島基地内の状況等について、マスコミ(テレ朝)による取材が入るとのことであり、技術支援チームの活動状況もPRできるように基地側に依頼している。	
ご遺体の身元確認支援	
○ 昨日と同じく6箇所に6班(24名)を派遣。現在、作業を行っている職員の負担を軽減するため、交代要員として各班の増員(2名~4名程度)を検討中。	
JTF(MR・ER)発言	
○ 隊員の遺体捜索について、極めて慎重に作業を行っていることから、進捗状況が遅いとのこと。隊員の中から、本活動の将来が見えないという声も出てきている。業務が長期化することを踏まえ、隊員及びその家族のケアが重要とのこと。	
○ 6師団より、米軍との意思疎通が不十分とのこと、通訳支援がほしいとの意見あり。	
局 長 発 言	
○ ご遺体の身元確認支援について、現在、6箇所24人でやっているが、職員の負担軽減のため、2日、3日休養できるような体制を検討してほしい。 JTFの会議での発言にもあるように、心身の疲労が蓄積しているため、職員及び家族のケアが必要。 屋外で作業する場合には、職員の放射能に対する不安を取り除くため、マスクの着用や一人の職員に長時間作業させないことが必要。	
※今回の会議は19.0.0を予定	

持参する資料については、1回当たり約70ページに渡る膨大な量となっており、記録保存及び各職員への閲覧のために行うスキャナーによるデータ保存は時間を要する作業であった。

議事要旨については、発災当初は単に発言内容を羅列する形式で記載していたが、各種支援業務が恒常化することに伴い、3月22日(火)から「技術支援」、「ご遺体の身元確認支援」、「J T F¹ (MR・ER) 発言」、「局長発言」の項目ごとに見やすいように記載した。

また、クロノロジーについては、局職員の震災対応活動に係る出発及び到着時間の記載や東北局本部会議の開催時間等の定期的な情報の記載を始め、方面LO及び宮城県LOからの情報があった際は、速やかに内容の記載を行った。

なお、パソコンが復旧した3月11日(金)の夕刻以降から、手書きによる記載と併行してパソコンへの入力を行った。

これら資料については、会議終了後には方面LO及び宮城県LO、さらには本省に対し、情報提供として送付した。特に3月下旬から宮城県庁内の自衛隊連絡調整所ミーティングに参加することとなった宮城県LOにおいては、本資料を有効に活用して当局の活動状況を報告しており、部隊との情報共有の資料としても機能していた。

企画・運用班の職員は、東北局対策本部の設置から8月31日(水)の解散に至るまで、113回の議事要旨を作成し、158ページ(A4用紙)にのぼる膨大な量のクロノロジーの更新等作業に従事したのである。

(2) 第3回東北局対策本部会議

第3回目の東北局対策本部会議から、会議の進行については、最初に地方調整課長がクロノロジーののっとり報告した後で、防衛補佐官から部隊の展開状況を記載し



山口防衛補佐官が部隊等の展開状況を説明する様子

た地図を基に、部隊の活動等に関する報告がなされた。会議概要は以下のとおりである。

【第3回東北局対策本部会議概要】(0800～0820)

- ・ 糧食について、昨晚、方面から100食を受領し、追加として300食を依頼中。
- ・ 局職員の体制については、108名をローテーションとし、約50名体制とするよう検討中。
- ・ 家族の安否状況について引き続き確認。(職員家族20名未確認)
- ・ 方面総監部より機械職の技術支援依頼があり、1名を派遣予定。(技術支援要員：計4名)
- ・ 今後、在日米軍との調整が必要となる可能性があるが、語学職員として当局職員は2名のため、状況に応じて本省へ支援依頼を予定。
- ・ 局使用車両(3台：官用車2台、レンタカー1台)について、仙台駐屯地におけるガソリンの補給が可能かどうか確認。
- ・ 本省厚生課より多賀城宿舎の入居状況の確認依頼(被災者用の使用の可能性を判断するため)があり、現在調査中。

(3) 青森県からの要望(米軍の重油等の提供)に係る調整

3月12日(土)11時45分、三沢防衛事務所より、青森県消防防災課が米軍の重油等を分けてほしい旨要望しているとの連絡が入り、その10分後、同県から直接当局にも連絡があった。

青森県消防防災課の話によれば、重油等の不足により、このままでは避難所や病院の発電に必要な燃料がなくなったり、或いは緊急車両の稼働に影響を与えとの状況から早急な対応をお願いしたいとのことであった。

この時、米空軍三沢基地との連絡がつかない状況下であり、現地間での調整は困難となることが予想されたことから、当局は本省を通じた米側との調整が適当と判断し、本省地方企画室に本件が緊急性の高い要望である旨説明を行い速やかな対応を依頼した。

本省担当者は直ちに在日米軍司令部との調整を図るとし、じ後、当局は青森県の担当者の氏名や連絡先、重油の種類や量及びその用途、受渡しの時期や場所などを記載した英訳を作成の上、本省に送付した。

翌日、8時55分及び19時10分に青森県から当局に対し、再度本件に係る問い合わせがあった。当局とし

¹ J T F (J T F - T H) とは、今回の大震災に伴い新たに東北方面総監部内に設置・編成された災統合任務部隊—東北 (Joint Task Force - Tohoku) をいう。

ては、現在本省において鋭意調整している旨回答するとともに、参考情報として、その日、三沢市長と在日米軍司令官が面談した際、同司令官から何かお手伝いすることがないかとの発言（三沢防衛事務所情報）があったことを伝え、同市長を通じた在日米軍との調整も検討されるよう説明した。

重油等については、米側のオペレーションにおける優先順位の関係もあり、本省が最大限努力したものの、結果として、米側からの提供は実現しなかった。

なお、これ以降、同県から、本件に係る当局への問い合わせはない（別のルートにより確保されたものと理解）。

（４）宮城県災害対策本部会議資料

3月12日（土）、宮城県L Oから第6回宮城県災害対策本部会議が10時30分に開催されるとの連絡があった際、局長から、当該会議に宮城県L Oの出席が可能か確認するよう指示があった。

宮城県L Oにおいては、これまで閲覧に供されている宮城県災害対策本部会議資料をF A Xにより当局の東北局対策本部に情報提供等を行っていたところであり、自衛隊調整所の代表者が県災害対策本部会議を傍聴していることから、当会議への参加については見合わせていた。



宮城県庁内の自衛隊連絡所

しかし、当局の東北局対策本部としては、宮城県L Oに対して、局長の意向を伝え同会議の傍聴を追求するよう指示を行い、その結果、宮城県L Oは第6回目の県災害対策本部会議以降、オブザーバーとして参観することとなった。

これにより、東北局対策本部内に、県災害対策本部会議における県知事等からのコメントが新たに報告されるとともに、当会議で配布される資料を局用として入手できたことから、迅速に東北局対策本部へ情報が送付され

ることとなった。また、同日12時00分にモバイル・パソコン、スキャナー付きプリンター等を宮城県L Oの常駐場所に整備したことに伴い、県知事等からのコメントが電子データで東北局対策本部に送付されることとなった。（会議資料は容量の関係上、F A Xで送付）

その後、会議資料の送付については、当会議が意見交換の場から情報提供の場に移行したとして3月23日（水）から1日1回（これまでは1日2回）の開催に縮小したこと、また、本資料が70ページ以上にわたる膨大な量であり、時点修正が主となっていた状況も踏まえ、4月1日（金）10時に開催した第39回目の会議資料から、F A Xによる送付は取りやめ、宮城県L Oの交代時に直接当局に持参する方式に変更となった。

（５）第4回、第5回東北局対策本部会議

第4回及び第5回の東北局対策本部会議の概要については以下のとおりである。

なお、3月12日（土）から当面の間、東北局対策本部会議については、午前、午後及び夕刻の1日3回行うこととした。

【第4回東北局対策本部会議概要】（1330～1350）

- ・ 青森県防災消防課長より米軍の重油の提供要望。現在、米側依頼の内容について本省への提出資料を作成中。
- ・ 語学職の局職員2名のうち1人は青森にいる状況。米軍対応事案が生じた場合に、本省へ所要に応じた増援依頼を予定。
- ・ 局車両に係るガソリンの問題については、レンタカーの追加配備及び方面隊でのガソリンの補給で対応。
- ・ 家族の安否状況について引き続き確認。（職員家族6名未確認）
- ・ 糧食については、日曜日までは確保しており、その後の状況を踏まえ方面に要望。
- ・ 八戸貯油施設は、浸水していたが原形はとどめている。第2ポンプ場については浸水、第3ポンプ場は被害なし。パイプラインの露出箇所は泥水被害。
- ・ 三沢市漁協関係の補助事業施設については、軒並み壊滅状況。製氷貯蔵施設は、躯体のみの状況。他の補助事業施設については、自治体の対応が可能かを踏まえ、情報を入手する予定。

【第5回東北局対策本部会議概要】(2000～2020)

- ・ 内閣府副大臣の現地視察について、当初、当局に車両支援の依頼があったが、相手方における調整の結果、部隊対応となった。今後、当局に何か依頼があった場合、前向きに検討する方針。
- ・ 米軍の重油の提供については、県が優先順位を付し、明日以降でも引き続きお願いしたいとの意向を示していることから、引き続き、本省と米側担当者間での調整を依頼。
- ・ 家族の安否状況について引き続き確認。(2000現在、職員家族3名未確認)
- ・ 厚労省青森検疫事務所から米軍の緊急援助隊が三沢基地へ到着するとの情報提供があり、本日1800の会議(財務省・防衛省・米軍)において決定する予

定。現在、米軍のニーズに対応できるよう情報収集中。

- ・ 三沢防衛事務所からの連絡によると、本日1450～1515の間、三沢市長と三沢米空軍司令官が面談。司令官からの「何かお手伝いすることはないか」との厚意に対し、三沢市長は「現在、情報収集中であり何かあればお願いしたい」旨回答。
- ・ 施設の現状が不明であった下北試験場については、上級機関から、津波警報発令と同時に全ての隊員が避難するよう指示されていたことから、被災状況の確認ができない状況である。
- ・ 当局の多賀城宿舎(省庁別宿舎)は、地震による被害はない。



八戸貯油施設の津波による泥水被害



三沢市漁業関係補助事業施設の津波被害

● 3月13日(日)

(1) 電気の復旧に伴うサーバ復旧作業

3月13日(日)8時20分、合同庁舎管理係より、「本日の午前中には電気が復旧する見込みとの東北電力からの内々の情報がある。」旨の情報があり、10時には「11時30分に電気が復旧することから、現に使用する電気機器の使用に注意されたい。」旨の館内放送があった。合同庁舎の予備電源が使用可能な期間は約5日間と聞いていた(もっとも、これには東北局対策本部の使用量は含まれていなかったが)ため、停電が長引いて発電機用の重油が枯渇した場合の対応^{*}も検討しなければならなかったが、その前に事態が解決したことになり、非常に有益な情報であった。

^{*} 基本的には合同庁舎管理官庁である仙台管区気象台の責任であるが、同気象台としても市中での手配の目途がつかないため、当局が東北方面総監部に方面LO経由で事前に相談を行い、枯渇した場合は提供可能との回答は得ていた。

電気復旧に伴い、これまでの予備電源から商用電源への切替えのため、東北局対策本部内のサーバの再起動が必要となり、11時に一度サーバを止め、再起動するまでの間はメール・インターネット等の使用を停止した。

電気復旧の時間については12時、その後、12時15分にずれ込んだこともあり、SE及び総務班の職員によるサーバ停止作業、電気復旧に向けた配線作業等、サーバ起動作業の一連の作業を経て、12時44分に局OAの全ての端末の通信機能が復旧した。

なお、この復旧作業に当たり、心配されていたNASのデータ及びメールサーバのデータに破損はなかった。

また、約2日間にわたる停電が終了し、電気が復旧したことにより、各課のPC端末も復旧したため、各課への情報提供として、県災害対策本部会議資料を東北局対策本部会議の出席者及び各課庶務へ転送した。しかしながら、これらのデータ転送は、1度のメールで5メガバ

イト程度の容量となることから、各端末の許容量を超えてしまい、数日後、各種会議資料（東北局対策本部会議、県災害対策本部会議、JTF-TTH会議（MR、ER）、本省災害対策本部会議資料等）については、「データ転送」から「共有フォルダで閲覧」に方法を変更した。

共通フォルダについては、閲覧した際に見やすいよう、項目ごと（①東北局対策本部会議、②本省情報、③LO情報（方面）、LO情報（県庁）等）にフォルダを作成するとともに、その日の情報を一つのフォルダにまとめて掲載するなどの対応を行い、できる限り各職員への情報共有に努めた。

（2）周辺財産の使用

3月13日（日）10時25分、三沢防衛事務所より、三沢市から三沢飛行場周辺財産の一部を瓦礫一時集積所として使用したい旨の要請を受けたとの連絡が入った。当局は状況にかんがみて直ちに使用を許可することとし、施設管理課において東北財務局との調整を行い、即日中に許可をした。



瓦礫一時集積所として使用許可
（三沢飛行場周辺財産の一部）

その後、3月24日（木）には、東松島市からの要請を受け、松島飛行場周辺財産の一部を被災車両の一時保管場所として使用を許可した。

なお、3月15日（火）には宮城県から被災地に放置されているLPガスボンベの一時保管場所として、王城寺原演習場周辺財産の一部の使用を検討している旨の連絡が入り、関係機関等との鋭意調整を行った（その後、7月に同県から当用地を使用しない旨の連絡を受けた）。

これまでの経験を踏まえ、周辺財産の使用については、平素から積極的にPRしていたこともあり、自治体からも早期に要請があり、また、東北財務局の協力もあって、円滑な許可が可能となり、震災対処に一定の貢献ができたものである。

（3）東北局対策本部会議（第6回、第7回、第8回）

3月13日（日）に実施された東北局対策本部会議の概要については、以下のとおりである。

【第6回東北局対策本部会議概要】（1000～1020）

- ・ 月曜日以降の糧食について、東北方面総監部に確認したところ、支援は困難である旨回答あったため、今後の調達方法を検討。
- ・ 家族の安否状況について引き続き確認。（1000現在、職員家族3名未確認）
- ・ 多賀城宿舎の被害がないため、震災により家屋を喪失した者に対して、宿舎の貸与支援が可能。
- ・ 下北試験場の現状について、本日、現地にいる守衛から聞き取り。津波による被害は建物の外観上、認められない旨報告あり。
- ・ 宮城県災害対策本部会議において、王城寺原演習場関係の情報としてため池にクラックが発生している旨報告されたところ、当局の補助事業で整備したため池かどうかは引き続き確認。
- ・ 松島基地については、津波による被害が甚大であるため、技術支援を要請する可能性が大きいことから、対応できるよう支援体制を検討。

【第7回東北局対策本部会議概要】（1500～1515）

- ・ 三沢市から要請のあった周辺財産（馬力大会の会場北側部分：約6,900㎡）を瓦礫一時集積場所として使用する件については、既使用許可地の範囲内のため、部局長限りで対応。
- ・ 月曜日以降の糧食については、内局から経費を緊急示達してもらって対応。仙台市内での調達は困難とも考えられ、隣県での調達も考えている。
- ・ 松島基地の被害が甚大のため、ランウェイ¹の確認業務のニーズはあるものの、技術支援全体のニーズが不明。そのため、要請前に松島基地に入り現場調査を検討。

今後、当局の調達部職員だけでは、十分な対応ができなくなる可能性があり、他局からの支援要請も検討。

- ・ 当局にとって、技術支援活動は重要なものであり、今後でもできる限りの対応が必要。

¹ ランウェイとは、飛行場の滑走路のこと。

【第8回東北局対策本部会議概要】(2000～2020)

- ・ 多賀城駐屯地の27棟について危険度判定調査²を行った結果、9棟は危険、6棟は要注意、12棟は問題なし。
- ・ 空幕施設課が空幕長の指示を受け、明日の午前中、松島基地においてC-130及びC-1の離着陸を行いたい旨依頼があったことから、技術支援チーム(土木4名、設備3名、建築2名)を松島基地に派遣予定。松島基地までの移動は、局車両により行う予定であり、経路については検討。
- ・ 糧食については、明日の昼に間に合うように会計課で調達方法を検討の上、対応予定。
- ・ 明日1030～1130の間、防衛大臣が東北方面総監部及び被災地を視察。方面視察時に局長が列席できるように、方面総務部長を通じ調整中。



多賀城駐屯地の建物応急危険度判定調査

(4) 松島基地における技術支援

3月13日(日)、13時10分に航空幕僚監部(以下「空幕」という)から、そして、15時30分に浜松基地の教育集団司令部からそれぞれ、松島基地への固定翼機の着陸に際し、事前に滑走路健全性調査に係る技術支援を依頼したいとの連絡があった。

このことから、当局は直ちに本依頼に係るロジスティック面の調整を開始したところ、空幕からは食事の提供や宿泊施設等、さらには移動手段について、当局に対し大きな支援はできないとのことであった。

このため、局内では、松島基地が水没したとの情報がある中、さらには同基地に電話すらかからない状況であって、途中、通行止めの道路が多い中、局車両が単独で移動して無事に松島基地までたどり着けるか懸念を抱いていた。

当局の事前の想定では、緊急事態時における車両移動については、部隊車両の先導により行うこととしていたため、平素に緊急通行車両の登録はしていなかった。そのため、せめて「部隊車両」又は「ヘリコプター」で迎えに来てもらうよう、夕刻から夜にかけて、空幕に何度も連絡を繰り返すなどして調整を行った。

東北局対策本部会議(第8回)が終了した頃、空幕から連絡が入り、「移動に係る支援は困難であるが、本日中に局の技術支援者を派遣してもらいたい」旨の依頼があった。

これに対し、当局は夜間における調査は困難であり、局単独で同基地への移動することは危険を伴う旨の説明をしたものの、航空幕僚長からの強い意向とのことで、当局の対応を強く要請された。そのため、局内において慎重に議論が行われた結果、技術支援班長たる調達部長が派遣を決断して、東北局対策本部長である局長の了解を得て、22時15分に第一陣の職員を派遣することとした。

このように、当局は被害が甚大な松島基地を輸送拠点として機能させるために早急な復旧が重要とする航空自衛隊の強い要請に応え、道路状況が不明な段階から、夜間作業を含め、また余震に伴う津波の危険も顧みず最大限の支援を行い、3月15日(火)の朝までに本滑走路への輸送機着陸を可能な状態に復旧する作業に従事したのである。

その後も同基地の復旧に当たっては、給油設備使用の技術支援等、様々な活動を実施した。

² 応急危険度判定調査とは、大規模な地震などが発生した際に、二次的災害を防止するため、被害を受けた建築物を調査し、倒壊の危険性や外壁、窓ガラス等の落下、付属設備の転倒等の危険性を判定すること。

松島基地における技術支援の様子



段差部の確認



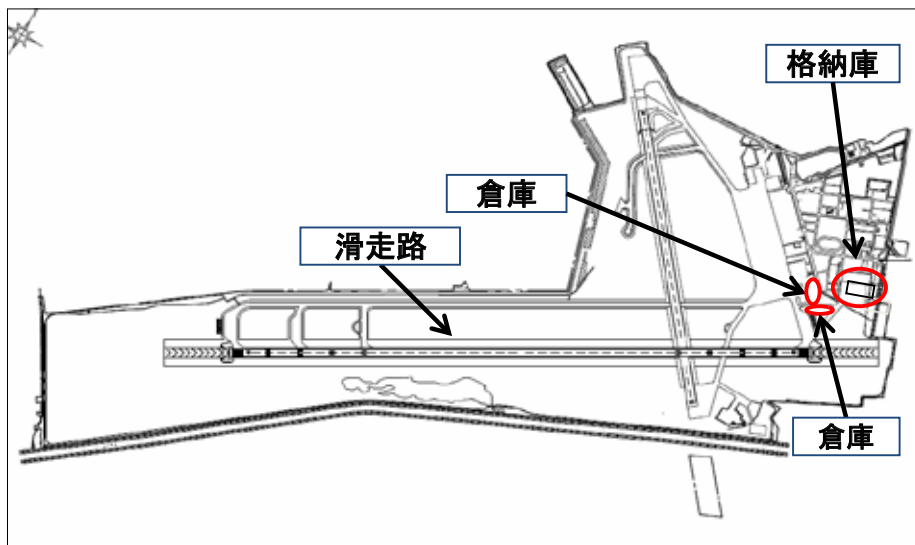
たわみ等の確認



補修完了確認



C-130の着陸



松島基地の主な被災箇所

(5) 緊急車両の指定

当局は、この大震災により車両通行規制がかかる道路事情において、局職員の移動手段をより円滑にしなければならぬ場面に直面していた。そのため、企画・運用班の地方協力確保係長は、局官用車についても緊急車両の指定を行う必要があると考え、インターネットを活用して緊急車両の指定要領を検索した。

その結果、同要領については、①各県において定められていること、②事前登録をしておくこと、円滑な許可が下りること、③様式は各県で様々であるが、事前登録がなくても許可は可能であること、④所轄警察署に申請すること等々が判明し、これを踏まえ、徹夜により申請書の作成を行った。

14日(月)、企画・運用班の地方協力確保係長は地方調整課基地対策室長とともに8時前に局を出発し、仙台東警察署へ相談に向かった。同署警備課長から紹介された担当窓口で説明したところ、後で申請書及び車検証写(2部)を提出することを前提として、先に緊急車両ステッカーの発行が行われることとなり、同日9時に開催される東北局対策本部会議前には全ての官用車とレンタカー計15台分の緊急車両指定の手続きを終えた。

本ステッカーの許可期間は1ヶ月間であったが、技術



緊急車両ステッカー



緊急車両ステッカーを貼ったレンタカー

支援、遺族対応或いは米軍支援業務等、局職員の車両移動が頻繁にあったことから、一般車両が通行禁止となっていた高速道路の通行が可能となったことで、局と活動現場間の移動経路の確保が容易となり、移動時間の短縮にも繋がることとなった。

(6) 局車両へのガソリン給油

緊急車両の指定により、局の震災活動が地理的に広範囲にわたることが可能となったものの、局車両(官用車2台、レンタカー1台)へのガソリン供給については、あらかじめ検討されていなかっただけでなく、加えて地震発生直後から石油精製施設の火災、流通の混乱により、ガソリンスタンドなどの給油所に燃料が入荷されない事態となったことで、早急に対応を検討する必要があった。

そのため、3月12日(土)の第3回東北局対策本部会議において、仙台駐屯地内での給油を東北方面総監部と調整することとし、3月13日(日)、防衛補佐官が東北方面総監部需品課長と調整したところ、仙台駐屯地におけるガソリンの保有状況は極めて厳しい中ではあったが、好意的に協力を得られ、仙台駐屯地内の給油所の使用が可能となった。

●3月14日(月)

(1) 東北局対策本部要員のシフト表

局勤務者のシフトについては、第1回東北局対策本部会議(3月11日)において局長から本部要員及びLOのシフトを含め計画するよう指示があり、第3回東北局対策本部会議(3月12日)において、108名の体制を半分の約50名体制とするよう検討中である旨報告した。

その際、情報収集体制の確立に万全を期す必要性から、LOのシフトの方を優先して作成したため、局勤務

者のシフト作成には時間を要していた。

このような中、東北局対策本部運営の要となる企画・運用班の地方調整課職員の勤務については、企画部長から当職員の疲労蓄積を軽減するよう、特段の指示を受け、3月14日(月)より、次ページとおりのローテーション表に基づき、計画的に業務に従事している(結果的に局勤務者のシフトについては、各課の判断で対応)。

た。また、支援要員に必要となる作業服、安全靴、帽子などの必要な備品や東北方面総監部への送迎に必要な車両の準備をしたり、寒さが厳しく地下は更に冷え込むことから小型の電気ストーブも用意した。(関東地方から来る職員は寒さで眠れないのではないかと思い準備したが、支援要員はほとんど使用しなかった模様。)

3月15日(火)17時35分に本省の語学専門職員2名が支援物資とともに南関東防衛局の車両により来局し、局内においてブリーフィングを行った後、既に米軍の連絡員が常駐していた東北方面総監部へ派遣した。

支援要員の食事については、昼食を東北方面総監部等において用意してもらえよう調整し、夕食は東北局対策本部内の勤務者用として調理した食事を提供した。

この日以降、4月28日(木)までの間、通訳支援要員として総勢13名が派遣されることとなり、これら支援者は、「被災した東松島市及び石巻市の学校における瓦礫泥土除去活動支援」や「JR東日本仙石線復旧支援(ソウルトレイン作戦)」など米軍の主要な活動に携わるなど、当局の米軍支援活動として重要な業務に従事した。

(3) 東北局対策本部会議(第9回、第10回、第11回)

3月14日(月)に実施された東北局対策本部会議の概要については、以下のとおりである。

【第9回東北局対策本部会議概要】(0900～0910)

- ・ 仙台東警察署から局車両(官用車、レンタカー)に対する緊急通行車両確認証明書を受領。
- ・ 災統合任務部隊(JTF-TH)の編成に伴い方面総監部を訪れた北澤防衛大臣は東北方面総監へ災統合任務部隊指揮官を命じたが、この際、局長も、これに係る行事(1030～1100)へ参加することとなった。
- ・ 部隊からの支援依頼は来ていないが、仙台駐屯地については、指揮所機能の維持を図るためにも、既調査以外の建物についても調査が必要と考えていることから、同駐屯地に技術支援チームを自主的に派遣することを計画している。
- ・ 防衛施設の被害状況を確認した結果、早急な復旧が必要な場所については、本省へ報告し、併せて必要な経費の見積りについて検討。
- ・ 家族の安否状況について引き続き確認。(0900現在、職員家族3名未確認)

なお、この日11時過ぎ、太平洋岸で引き潮が発生しているとの情報が入り、また津波が来るのかとの緊張が走った。松島基地に派遣している技術支援班は、十分な情報を受けられる体制にないまま、海に近い滑走路上で作業しているところであり、二次災害を避けるため、空幕に避難させるよう連絡するなどしたが、幸いにもこの時間帯に大きな地震はなく、津波の発生も認められなかった。

【第10回東北局対策本部会議概要】(1500～1510)

- ・ 本日、防衛大臣等への災害状況報告に係るブリーフィングにおいて、在日米軍司令官から協力する旨発言があった。今後、米軍が続々現地に入ってくる事が予想されることから、早めに通訳要員を準備しておく必要がある。現在、本省と支援要員の確保について調整中であるが、一方で通訳要員の受入れ体制の準備が必要と考えられる。
- ・ 今般の震災に係る予算の繰越し手続については、本省において一元的に行う予定。
- ・ 糧食については、他県で買い出しをしたが、必要な数量の確保は困難であったため、炊き出しでの対応も必要と考えている。
- ・ 松島基地の滑走路の調査について、副滑走路には2箇所の段差を確認。また、主滑走路については現在調査中。最終的な確認として大型車両での走行試験を行う必要がある。

【第11回東北局対策本部会議概要】(2000～2010)

- ・ 糧食については、米170kg・缶詰約160個を購入したことから、現在、地方協力局経由で本省に調達依頼しているものが到着するまでの間のつなぎとして、当面各課において炊き出しを行う。(レトルト米がほとんどなく、精米を調達したため、おにぎりなどにする必要がある。)
- ・ 松島基地の副滑走路について、大型車両での走行試験の結果は良好。主滑走路については、明日6名体制で調査を行うが、明日中の終了は厳しいと思われる。
- ・ 仙台駐屯地において調査したところ、補給倉庫等の吊り式の蛍光灯の破損や設備の損傷などが見受けられることから、各駐屯地においても表面に出てこない被害が発生していると思われる。

Column

米軍活動支援に従事して

(当時) 防衛省 地方協力局 地方協力企画課

(兼) 沖縄調整官付再編推進室 花房 哲也

3月16日、0800仙台駐屯地に到着。オペレーション棟に入ると多くの自衛隊員や米軍関係者でごった返していた。「日米調整所」という組織が立ち上がっており、何かが確実に少しずつ動き出しているように思えた。意気込んで迎えた初日、結果的に通訳支援は無かった。何かやりたい、何かやらなければ、という気持ちだけが先に先に進んで、実態は追いついていなかった。防衛局として何ができるのかを考える時間が増えた。

3月17日、通訳業務は始まっていないが、自衛隊や米軍との関係構築を進めるため、庁舎内を歩き回った。ようやく、先遣隊の取りまとめ役でもあるエルドリッチ氏(米国海兵隊在日海兵隊基地外交政策部(G-5)次長)と会うことができた。東北防衛局について説明し、何か支援できることがあれば、連絡をして欲しいと伝え、名刺交換。

3月18日、まだ、通訳業務は始まっていないため、焦燥感に駆られる。何も支援ができないなか、津波の被害のあった現場に向かい、瓦礫等の撤去ができないものか申し出てみようかと落合事務官(通訳支援要員)とよく話していた。そんな葛藤を抱くなか、局LOの方々からは「焦らなくてよい。語学支援が必要になるときは必ずやってくるし、その時に迅速に対応できるよう備えておけば良い」と励ましを受けた。

次第に、今後、通訳支援要員が次々と東北局に派遣されて来た際の基盤作りをしっかりとしておくことが必要だと、その方向性を自分たちなりに考えた。在日米軍による救援物資の輸送業務が進捗する中、幸いにもこれまで米軍による事件・事故の発生は無かったが、今後、海上で待機している海兵隊員が上陸し、陸上輸送が活発化すれば、事故対応が出てくることも十分考えられたため、今後の通訳支援要員の方々のためにも業務課関係のマニュアルを整備した。

3月19日、この日も具体的に通訳支援の業務は無かった。今後のためにもと考え、「東北局LO詰所」を日英併記のものと差し替えた。これで廊下を通る米軍関係者も少しは気にとめてくれるだろう。

3月20日、エルドリッチ氏が局LO詰所に来た。(日英併記にしておいて正解だった?!)今回の米側オペレーションの指揮をとる大佐が米軍隊員宛てへのメッセージを発するに当たり、その文面チェック依頼があった。落合事務官、工藤事務官と3人で手分けして翻訳し、東北局へ報告。(文面そのものは東北局に今でも残っていると思いますが)、「日本の文化(最後の最後まで家族や友人を捜そうとするその姿勢)を尊重するように。(米側が)準備万端であっても、先へ先へと行き過ぎるべきではない」といった内容だった。米側の日本に対する思いや配慮が述べられていた文書だった。

午後、米側が活動拠点(給油関係)の一つとしている山形空港に佐々木係長と視察に行き、現在の状況について聞き取りを行った。初めての通訳業務だった。米側担当者は米側は準備万端であり、あとは陸自のニーズに合わせて動くだけと強調していた。

3月22日、日米共同調整所の陸幕豊田2佐に対し、「今後、日米共同調整所でのMR・ERに東北防衛局も参加させて欲しい」旨伝達。すると、豊田2佐より「米側からも日本側関係者も日米共同調整所におけるMR・ERに参加してもらった方が良いのではという意見もあったところであり、今日のERから参加してもらいたい」との回答を得た。(その後、工藤事務官より、毎回、MR・ERに出席している旨の連絡を受け、安堵)。

帰京後、局内挨拶をしていると、米軍ヘリのダウンウォッシュによる補償の案件が出てきたとのこと、早速東北局担当者において調整を実施されていることを知った。いよいよ動き出したんだなど実感した。

※MR・・・Morning Report, ER・・・Evening Report

- ・ 支援時期は調整中であるが、本省からは2名の通訳支援を受けることで調整済。
- ・ 明日、第3海兵機動展開部隊司令官グラック中将が方面総監を表敬するとともに、指揮所の見学を予定
- ・ 仙台駐屯地におけるガソリン給油については、給油量の制限があるとのことであるが、その点については確認することとしたい。

● 3月15日（火）

（1）東北局対策本部の拡張（1回目）

地震発生直後の当直室については、平素に当直用として使用していたスペースが残置されている中で、パソコンの設置等を応急的に行ったため、総務班及び技術支援班のスペースを確保できないなど、「非常勤務等規則」で定めた東北局対策本部の配置とは異なる配置となっていた。

その後、初期の対応が一段落したことを踏まえ、東北局対策本部として更に有効に機能させるためには、各班の要員を常駐させ、東北局対策本部機能を当直室に集約一元化するとともに、相互間の連絡体制及び情報共有を図ることが必要と判断し、3月15日（火）、当直用物品やその他不要な物品の室外への移動や各班用のテーブル設置等、東北局対策本部の拡張を行った。

東北局対策本部で各班が使用するパソコンについては、地震発生前に確保されていた5台を使用し、各班が使用するパソコンの端末、班用のメールアドレスを事前に決めて表示していたため、設置後の運用に大きな混乱はなかった。

各班の電話については、当直室の常設の電話が2機2回線しかないことから、地方調整課の執務室から2回線を分岐して東北局対策本部室に引き込んだ。これら局内の課室から電話線を引き込むことは事前に計画していたことであり、そのための延長用のケーブルやコネクターを準備していた。また、過去の訓練において、実際に地方調整課の執務室から当直室への引込みを実施していたこともあり、これら作業は円滑に行われた。

なお、電話回線増設の必要性は地震発生前から認識し、各班用及び専用線FAX通信用の5回線の増設を会計課に依頼していたが、工事前に地震が発生したため、間に合わなかった。

また、基地対策室長補佐は、総務班及び技術支援班が東北局対策本部内に常駐し、ようやく東北局対策本部内の配置が整ったことを契機として、職員の士気高揚を図る観点から、コピー用紙（A4）に文字を印刷し貼り合わせた、「東北防衛局緊急事態等対策本部（東北地方太

平洋沖地震）」と明記した張り紙を当直室の前に標示することとした。

なお、スペース及び器材を設置し班員が常駐するようになったものの、総務班及び技術支援班の主要な活動は、引き続き総務課及び会計課、或いは調達計画課等のそれぞれの執務室で行われていたため、当直室に常駐する両班要員は、自らの課と企画・運用班との間の連絡要員の役割を果たすこととなった。



東北局対策本部の張り紙（当直室入口）

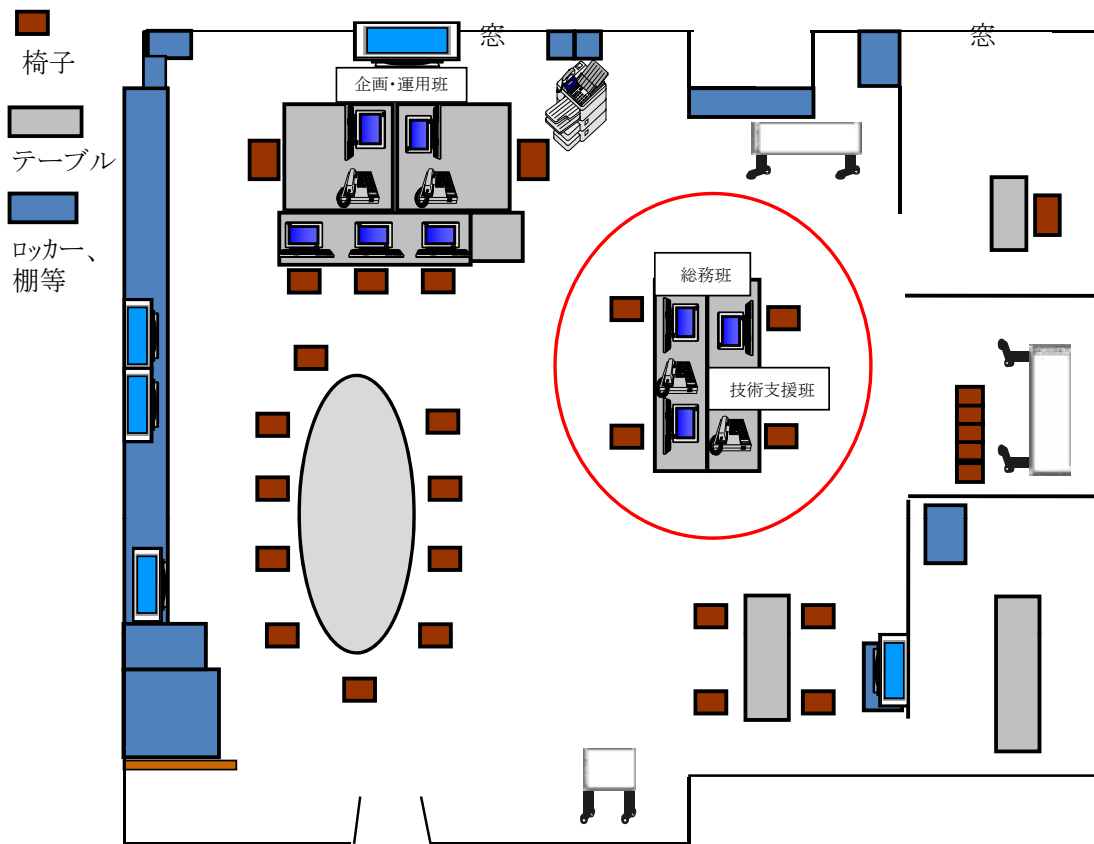
（2）東北局対策本部会議（第12回、第13回、第14回）

3月15日（火）に実施された東北局対策本部会議の概要については、以下のとおりである。

【第12回東北局対策本部会議概要】（1000～1020）

- ・ 福島原発事故に関連し、放射能が飛散しているのではないかとの報道があり、現在、松島基地等で技術支援活動を行っているが、安全性確保の必要性から、調査に当たっては、部隊から放射能測定器を借用す

東北局対策本部（当直室）の配置
【拡張後】



る等の対応を図る必要がある。

- ・ 松島基地の主滑走路調査については、本日 0600 から開始し、0740 に終了。調査の結果、滑走路の運用に支障はない。
1220 には C-130 が着陸する計画であり、技術支援活動については、着陸後の滑走路に支障が生じてないことを確認した後、撤収する。
また、同基地の燃料タンクが損傷していることから、タンクから燃料を抜き取り、別の容器に移す必要がある。作業は危険を伴うため、実施に当たっては、調達部にいる資格者（1名）が細心の注意を払って行うが、松島基地の隊員にも教育をする必要があり、今後の進め方について装本及び空幕と調整する（ちなみに、このノウハウを保有している者は松島基地には存在せず、極めて貴重な能力を持った職員であった）。
- ・ 技術支援活動の報告に当たっては、部隊の運用に

どのように貢献するのかという点についてよく分かるよう、活動写真等を用いて報告すること。

- ・ 職員の勤務状況及び糧食の備蓄状況を確認し、局長まで報告すること。

会議中の 10 時 10 分頃、山形県災害対策本部より、福島県の住民が避難してきており、放射線測定器を自衛隊又は米軍から借用できないかとの要請があった。（方面総監部に照会）

【第 13 回東北局対策本部会議概要】（1500～1520）

- ・ 三沢防衛事務所からの情報として、米空母「ロナルド・レーガン」への物資補給のため、三沢米海軍が三沢漁港を使用したいと要望している件については、管理者の青森県から、非常時のため米軍・市・漁協との間で調整の上、実施されたいとの回答があった。今後、協議の上決定されることとなるが、

米軍による円滑な使用に向け、三沢防衛事務所は米海軍と地元の間立ち調整することとしている。

- ・ 本日到着予定の通訳支援要員については、局到着後にブリーフィングを行い、じ後、米軍の連絡員が常駐する方面で勤務してもらう予定。
- ・ 仙台病院で水を使用する場合は、仮設ポンプにより井戸水を受水槽から高架水槽にくみ上げれば使用可能であるが、井戸水を病院で使えるのかは使用者の判断による。
- ・ 10時及び20時の東北局対策本部会議において局職員の出勤等状況について報告。
- ・ 東北局対策本部は、緊急運用ということで暫定配置としていたが、本日より、技術支援チーム員及び総務班の人員を東北局対策本部に常駐させ、本来の体制に移行。
- ・ 調達部職員の技術支援活動は、過酷な状況下で行っており、今回の災害対応について、地方防衛局としても大きく貢献していることをアピールすることが必要。本省に対しても、写真等を交え局の活動状況を報告すること。

【第14回東北局対策本部会議概要】(2000～2015)

- ・ 松島飛行場周辺財産の被害状況について報告
- ・ 松島基地における航空機用燃料の給油については、燃料タンクに付随している給油ポンプの一部が故障

したことにより、従来の給油方法が行えなくなったため、調達部職員及び燃料の取扱いの専門家による応急的な方法（重力給油方式）による給油要領のOJT¹を松島基地の隊員に対して、17日に実施予定。今後、応急的な給油が困難となった場合の対応として、故障中の燃料ポンプの代替が必要であることから、現在、調達について装本と調整中。

- ・ 糧食については、本省からの支援により、パン200個程度、カップ麺230個程度、トイレットペーパー300ロール、ミネラルウォーター470本程度が到着。本省に調達依頼中の糧食については、内局の迅速な手配により、早ければ明日青森に到着予定。現在保有している分量と合わせれば、糧食については当面間に合う予定。



本省等から到着した支援物資（食糧や生活用品等）

●3月16日（水）

（1）東北局対策本部会議（第15回、第16回、第17回）

3月16日（水）に開催された東北局対策本部会議の概要については、以下のとおりである。

【第15回東北局対策本部会議概要】(1000～1015)

- ・ 昨日、被災状況の確認のため、補助事業施設及び周辺財産に係る現地調査を実施するとともに、東松島市役所で周辺状況を聞き取った際、地震の被害状況を把握したいので、航空写真を撮ってもらえないかとの要望がなされたことから、国土地理院のHPに掲載されている、地震発生時の航空写真を印刷して貼り合わせたものを、本日、東松島市へ持参する予定。
- ・ 松島基地隊から、米軍のC-130が0543に松島基地へ着陸し、同日0605に出発したとの情報あり

（要確認）。（昨日、自衛隊のC-130は天候不良のために着陸を断念。）

- ・ 仙台駐屯地で破損した地上変電設備（電気）の修復については、本日、天候状況を見て実施の可否を決定。
- ・ 本日0800、方面において行われたMR（モーニングレポート）において、松島基地から、基地のタンクに残存している燃料は使用可能との報告があったことから、じ後、当局に技術支援依頼をすること。（明日、技術支援チームによるOJTを実施予定）
- ・ 東北方面総監部の厚意により、本日1200～1400の間、仙台駐屯地の浴場を局職員が利用可能。明日以降の利用については、再度調整予定。
- ・ 今後の本省への情報はステージが変わっていく状況

1 OJTとは、On the Job Trainingの略。職場での実務を通じて行う教育訓練。

を踏まえ、当局が収集しなければならない情報が何かをよく考え、画像等を交えて本省に報告すること。

【第16回東北局対策本部会議概要】(1500～1515)

- ・ 本省より通知があった、本地震による被災地域への各種救援物資のより迅速・的確な輸送に資するために構築した、救援物資の輸送(受付)スキーム(「地方公共団体及び民間からの救援物資の自衛隊による輸送スキーム」)について説明。
- ・ 糧食の調達については、本日、北海道からの貨物船が出港しないとの情報があり、青森での受け取りは困難となり、本日は中止し、改めて日時を調整することとなった。
- ・ 本省から応援で来ている語学職員については、指揮命令系統を明確にするため、当局に兼務発令となる予定。
- ・ 当局対策本部については、その体制について初動の段階が終わり次のステージに移行してきている。そのような状況において、職員の疲労も蓄積していると思うので、災害対応業務を交代で行うなど職員の健康管理に留意されたい。

【第17回東北局対策本部会議概要】(1900～1915)

- ・ 本日、仙台駐屯地の技術支援として、受水槽の水漏れ点検及び変電設備の修繕を実施。受水槽については、明日も引き続き、水張りをを行いモニタリングを実施。変電設備の修繕については完了。なお、変電設備の修繕が完了し、駐屯地業務隊から当局に対して感謝の電話があったところ。
- ・ 明日、松島基地に対する技術支援の一環として、航空機用燃料における応急的な給油に係るOJTを松島基地の隊員に対して実施。また、調達部次長以下8名が松島基地の現地確認及び調査を実施する予定。
なお、空幕としては、松島基地の早期復旧を目指し

ていることから、空自の2カ年国債工事¹事業の残額を活用し、復旧工事に充当して早期に実施する考え。

- ・ 糧食の調達については品物が品薄状態で、業者が納入できない状況から、予定どおりの調達が困難。現在の食糧備蓄状態から判断すると1週間程度の余裕はあるが、どうなるか不透明。早期に対応したいことから、引き続き調整したい。

(2) 仙台駐屯地の浴場利用

地震発生以降、仙台市内のガスは供給停止の状況が続いていたため、一部の職員が水道(冷水)で洗髪等していたが、ほとんどの職員は震災から5日間、入浴をしていない状況となっており、非常に不衛生な環境にあった。そのため、防衛補佐官が東北方面総監部と調整し、仙台駐屯地におけるシャワー(浴場)の利用が可能となったことは非常に有り難いことであった。

この16日(水)は、特別に当局職員のための時間が設定され、多くの職員が利用した。その後、仙台駐屯地の内勤職員が利用する時間(19時～21時までの間)に合わせて、当局職員も一緒に利用できるようになり、適宜、車両に分乗して交代で同駐屯地まで移動し、入浴を行った。



仙台駐屯地のシャワーを利用(5日ぶりに入浴)

●3月17日(木)

(1) ご遺体安置所におけるご遺族対応業務

3月17日(木)9時30分頃、急きよ、東北方面総監部の行政副長が局長室を訪れた。

当該行政副長の話は、大津波により宮城県沿岸部で約1万人もの大勢の方がお亡くなりになったと見込まれ、

宮城県内に約20箇所のご遺体安置所が設置されているが、宮城県がご遺体安置所において人手が少なくご遺族の対応に苦慮している状況にあるため、村井宮城県知事から打診を受けた東北方面総監の意向もあり、当局職員による支援ができないかというものであった。

¹ 2カ年国債工事(国庫債務負担行為による工事)とは、国が翌年度以降における金銭給付を内容とする契約を結んだ2カ年に渡る工事。

宮城県としては、ご遺族対応ということで、丁寧な対応が必要なことから、身分のしっかりした者がよいと考え、まず東北方面総監部に打診があったところ、東北方面総監部では、部隊で実施する場合、迷彩服姿の自衛官が対応することになり、ご遺族の心情を考慮すれば避けた方がよいとの考えがあって、当局に持ち込まれたものである。

局長室において、局長及び局幹部の間において議論が行われた結果、本依頼が切迫したものということもあり、局職員で可能な範囲であれば受けざるを得ないという結論に達した。その後、東北局対策本部において地図を広げ、具体的な対応（場所・人数等）を検討することとなった。

なお、当局として本件業務を実施する根拠としては、地方協力確保事務¹の一環として行うこととなった。本件業務が地方協力確保事務に該当するかどうかについては様々な考え方が有り得るところであり、例えば、官庁間協力として、県からの依頼を受けて実施するという整理も有り得たところであるが、この時点で深く検討する余裕や時間もなく、実施の準備を第一優先とした。

派遣場所を検討した結果、車両で向かうことを踏まえれば、なるべく近距離の方が望ましいこと^{*}を踏まえ、片道1時間程度の近場主体であれば、1箇所に4人として6箇所（計24人程度）の派遣が可能という当たりをつけ、これを宮城県警に伝える方針を決めた。

※ 県内に設置されている安置所のうち、例えば気仙沼地域は移動に片道3時間かかる距離にあり、出発が極めて朝早い時間になるため派遣困難と考えられた。

早速、各部課に対して支援要員を何人確保できるのか、ご遺族対応ということで、ある程度人選も必要であり早急に検討してもらうよう依頼し、15時には局長に対して、24名の要員の確保及び6箇所に派遣可能である旨を報告^{*}した。

※ その後、ローテーションも考慮し、要員としては35人を選定した。したがって、ご遺体安置所への派遣はほぼ2勤1休ということになる。

16時28分、宮城県知事から局長に対し、電話により正式に要請があり、局長から24人の支援が可能である旨を回答したことで、これまでに経験のないご遺体安置所におけるご遺族対応業務の支援が正式に決定した。

17時に、総務課長がご遺体安置所業務の具体的な支援内容等を調整するため、担当する宮城県警警務課犯罪被害者支援室長を訪ねた。宮城県警側から支援に謝意が

述べられた後に最初にあった言葉は、「特に人手が足りない県北部の気仙沼市、南三陸町方面に行っていただきたい、現地間の移動のための車両・燃料、支援者の食糧、水などは独自に確保願いたい。」というものであった。

当局としては、車で片道1時間程度で、その中でも松島基地周辺の住宅防音工事などの業務を通じてある程度の地理を把握している石巻市や東松島市に所在するご遺体安置所を想定していた。

そのため、当局は宮城県警に対し、気仙沼市となると片道3時間以上、往復では6時間以上を覚悟しなければならず、しかも高速道路や一般道路も通常のルートが通行可能かどうか分からないため、とても毎日日帰することは困難であり、また、宿泊場所を探そうにも、電気、水道、ガスなどのライフラインが復旧していない現状では、ビジネスホテルなどは確保できないことを鋭意説明した。それに対し、宮城県警は、道路は一部う回する箇所はあるが、担当警察官は毎日、仙台から気仙沼まで片道3時間をかけて日帰りしているので何とかなることのであった。

現地での作業時間は概ね9時から18時までとのことであり、局職員は朝6時に出発して21時に戻ることになる。更に戻った後のミーティング時間を合わせると非常に過酷な勤務になり、連続しての勤務は難しく、居眠り運転による事故も心配であることから、支援場所の件はいったん持ち帰り検討することとなった。

また、支援内容は、「安否不明者届出表」の作成補助業務が中心であるが、ご遺体を確認できたご遺族が、帰る家を消失してご遺体を引き取れないなどの事情がある場合もあり、これに対する説明、説得などの難しい業務があることについても説明があった。しかし、ご遺体の写真の提示・照合やご遺体へのご遺族の案内・確認、ご遺体の引き渡しなどは警察官の仕事であり、局職員がご遺体に直接接するような業務とならないことを約束し



ご遺族対応業務の要員に対する局長訓示

1 地方協力確保事務とは、自衛隊等の行動や部隊改編、訓練、施設整備等を円滑かつ効果的に実施するため、地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するための事務。災害等各種事態発生時には、自衛隊、地方公共団体等との連絡調整等を実施。

てもらった。

総務課長は当局に戻り、東北局対策本部で報告の上、局幹部と相談したものの、やはり県北部までの移動では局職員の負担が大きいとの結論になり、再度、宮城県警と調整することとし、その調整の結果、当局から比較的近い北は石巻市から南は角田市までの計6箇所のご遺体安置所に行くこととなり、翌3月18日（金）から本支援業務が開始された。

（2）東北局対策本部会議（第18回、第19回）

3月17日（木）に実施された東北局対策本部会議の概要については以下のとおりである。

【第18回東北局対策本部会議概要】（1000～1015）

- 松島基地においては、滑走路が復旧したことにより、物資輸送が可能。物資の集積所としては、格納庫が利用可能であるが、扉が破損しているところもあるため、現況調査を行った上で明日には修復に取りかかりたいと考えている。
また、現状確認及び復旧工事の優先順位をつけるため、装備施設本部の職員9名が入間基地からC-1に乗り、本日松島基地に到着予定。
- 松島基地を復旧するためには、飲料水の確保が不可欠であるため、同基地の水源地から井戸を使用する方法も考えられるところ。（会議後に確認したところ、水源地（水道水源地、浄水場）については、用途廃止の上財務省に引継ぎ（一部引継未了）を行い、更地の状態であるため、水源地としての機能は有していない。）
- 本省を通じて調達依頼していた糧食については、青森での調達（受領）が可能か不透明な状況。本省において、ある程度備蓄している糧食が提供可能とのことから、これを受け取りに行く予定。
- 当局に対して今後いろいろとニーズが出されると思うが、シビリアンでなければできないものもあると思うので、要望に対してはできる限り対応してもらいたい。

【第19回東北局対策本部会議概要】（1900～2000）

- 明日、仙台駐屯地において、追加の建物危険度判定（9棟）を実施予定。
- 松島基地において、自衛隊のC-130が本日、1530に着陸。その後、1650に装備施設本部の技術職員9名が搭乗したC-1が着陸。

- 松島基地の破損した格納庫（扉）については、このまま放置しておく危険なことから、明日、専門業者とともに修復を行う予定。
- 松島基地の燃料タンクからローリー車に應急的な給油をするためのOJTは、無事完了した。本日、可搬式ポンプが到着したことから、今後はこれを使用した給油について、技術支援（OJT）を行う予定。
- 本日の宮城県防災対策本部会議において、県知事から、「東北防衛局の職員が、ご遺体収容所の支援をしていただけることになり感謝している。」との発言があり、併せて当局長へもお礼の電話があったところ。

ご遺体の確認案内に係る支援については、局職員が1班につき4名で構成する6班体制により、6箇所のご遺体収容所で勤務。県警から、支援内容は、安否不明者のご家族等が持参する届出表について、行方不明者の特徴を聞き取り記載するなどのサポート及び家屋等の消滅により、ご遺体の引取りが困難なご遺族に対して鋭意説明し、ご遺体を引き取ってもらう作業と聞いている。

当職員の負担は大きいことから、他の職員がしっかりとサポートをして、本業務については無理なものは無理をせず、できることをしっかりとやるのが重要。

この日から3月25日（金）までの間、東北局対策本部会議は1日2回開催することとし、その後は、宮城県災害対策本部会議やJTTF-THのMR¹/ER²等の開催状況も参考にしつつ、当局の活動状況に合わせて、段階的に開催頻度が見直された。

会議の開催状況は次ページのとおりである。



應急的給油方法を技術支援（松島基地）

¹ MRとは、Morning Report（モーニングレポート）の略。

² ERとは、Evening Report（イブニングレポート）の略。

東北局対策本部会議の開催状況

開催日等	会議の回数	開始時刻	備考
3月11日(金)	2回	1900、2130	
3月12日(土)	3回	0800、1330、2000	
3月13日(日)～16日(水)	3回/日	1000、1500、2000	
3月17日(木)～25日(金)	2回/日	1000、1900	
3月26日(土)～4月7日(木)	1回/日	1900	
4月8日(金)	3回	0056、1000、1900	余震による臨時開催を含む
4月9日(土)～5月13日(金)	1回/日	1900	
5月14日(土)～25日(水)	1回/平日	1700	平日のみの開催※
5月26日(木)～6月23日(木)	2日/週	1700	
6月30日(木)～9月1日(木)	1回/週	1700	

※5月16日(月)以降は、局長室(非常勤務等規則に基づく会議場所)において開催

(3) 山形県庄内空港への米軍ヘリコプターの着陸

3月17日(木)22時頃、山形県庄内空港の担当者から、明日、米軍のヘリコプターが同空港に着陸するとの情報が提供されるとともに、本件に係る使用手続等について問い合わせがあった。

当局は本省地方企画室と連絡を取るなどして確認し、今回の米軍による空港等の使用については、本行為が災害対応になるとして、国土交通省から申請不要、損失料

免除等の措置が山形県に通知されているとの情報を得たので、その旨を同県庄内空港の担当者へ回答した。

その後も同空港以外の施設(山形空港、秋田港、花巻空港)から、本件と同様の相談が寄せられたため、施設取得課において所要の情報提供を行った。

●3月18日(金)**(1) 医官によるメンタルヘルス支援**

3月17日(木)、本省地方企画室からメンタルヘルス担当者の派遣を検討したいと考えている旨の連絡があり、更に深夜、地方協力企画課の先任部員から当局の企画部長に連絡があり、ご遺族支援業務に従事している職員に対するメンタルヘルスとして、本省において医官の派遣を検討しており、必要であれば衛生官に依頼するなど所要の調整を行う旨の提案がなされた。当局の企画部長は、当局側の受入れ体制が整っていない点(ホテルが稼働していないことなど)は本省側が承知済みとのことであり、今後、職員の精神的な負担を軽減する必要性が予測されるものと判断し、医官の派遣を依頼した。

この後、本省内部での調整の結果、防衛医科大学校(以下「防衛医科大」という)の医官が当局に派遣されることとなり、日程等の具体的な内容の調整相手先は防衛医科大幹事となった。

3月18日(金)、12時過ぎに防衛医科大幹事からメ

ンタルヘルス支援に係る連絡があり、精神科医官4名を1名ずつ一週間交代で派遣、時期は明日からでも対応可能であり、入間基地から仙台方面へ輸送するとのことであった。その後、最初に支援に来局する医官は重村講師とのことで、本人と連絡を取ったところ、派遣時期は3月20日(日)、移動手段は入間基地から仙台空港又は松島基地に空路とのことであった。

最終的には、3月20日(日)から4月2日(土)までが重村講師、4月4日(月)から4月9日(土)までが吉野准教授、そして4月11日(月)から4月16日(土)までが桑原助教と計3名の医官の方々が来局した。

来援した医官は、局幹部職員に対する講話や、ご遺体安置所のご遺族対応業務に従事する職員に対する面談やアドバイス、健康チェックアンケートの実施及び提言のほか、東北方面総監部医務官や自衛隊仙台病院のメンタルヘルス担当医官との意見交換や協力体制の構築に係る

調整、さらには日米メンタルヘルス医官の意見交換会に参加した。



幹部職員に対するメンタルヘルス講話

(2) 黙とう

3月18日（金）、この日は震災発生からちょうど1週間目に当たる日として、10時に開催した対策本部会議（第20回）において、発生時刻の14時46分に犠牲者の冥福をお祈りすることし、局長以下の幹部職員を始めとした多くの職員が1分間の黙とうを実施した。



3月18日、震災から1週間目の黙とう

●3月19日（土）

岩手県庁へのLO派遣

郡山防衛事務所長である宮元1等陸佐は、元々3月末で退職した後、岩手県庁に再就職する予定であったが、岩手県庁としても災害後の対応で人手が足りず、前倒しで派遣できないか相談があった。

当局としても、最大限の協力をすると観点から、3月中は当局の岩手県LOという位置付けにより、実質的

に前倒しの派遣を行うこととなった。

（急な要請そして派遣であり、また郡山防衛事務所のトップを欠くという状況になったが、快く了承してもらい、宮元1等陸佐は当局に立ち寄って挨拶をした後、盛岡市へ向かった）。

●3月22日（火）

米軍ヘリコプター等による事故

3月22日（火）、岩手県宮古市内において、米軍ヘリコプターが離陸する際、近くにあった鉄板が吹き飛び民間車両に当たり損傷したとの連絡があった。

また、その後も4月にかけて、米軍による車両事故が数件発生した。当該米軍の事故等については主として業務課が対応し、現地確認、米軍や民間の方との連絡調整、補償に関する手続などを進めた。その一方で、当局は、

これら支援活動に従事している米軍に対して、交通法規を遵守するよう指導依頼するなど再発防止を要請するなど行った。

いずれにせよ、支援活動期間を通じて、米軍の重大事故が発生しなかったことは幸いであった。

●3月23日（水）

東北局対策本部の拡張（2回目）

クロノロジーの作成については、まず掲示の紙に手書きする形で開始し、局OAネットワーク復旧後は、手書

きを継続しつつ、記録保存の観点からパソコンにも入力していた。また、東北局対策本部会議におけるクロノロジーの報告については、当初、掲示の紙を見ながら行っ

ていたものの、パソコン入力軌道に乗ってからは、これをプリントアウトして配布するようになっていた。

このようにクロノロジーは、東北局対策本部内における情報表示という面にその効果を発揮するものであったが、パソコン入力と紙での配布という重複した作業に伴う転記ミス等が課題となっていた。

そのため、クロノロジーを入力しているパソコンとプロジェクターを接続し、当該プロジェクターからスクリーンにパソコン画面を表示する手法が提案された。当該方法は、情報表示とパソコン入力の2要素を一度の作

業で実現することから適当と判断し、局内に保管されていたプロジェクター及びスクリーンを設置すべく、3月23日（水）、2回目の東北局対策本部の拡張を行うこととした。

これにより、クロノロジー以外の資料についても適宜、東北局対策本部会議において表示することが可能となり、更には企画・運用班の職員にとっては、手作業で書き込む作業を廃止し、パソコンによる入力のみに変更したことで、大きな負担軽減に繋がるものとなった。

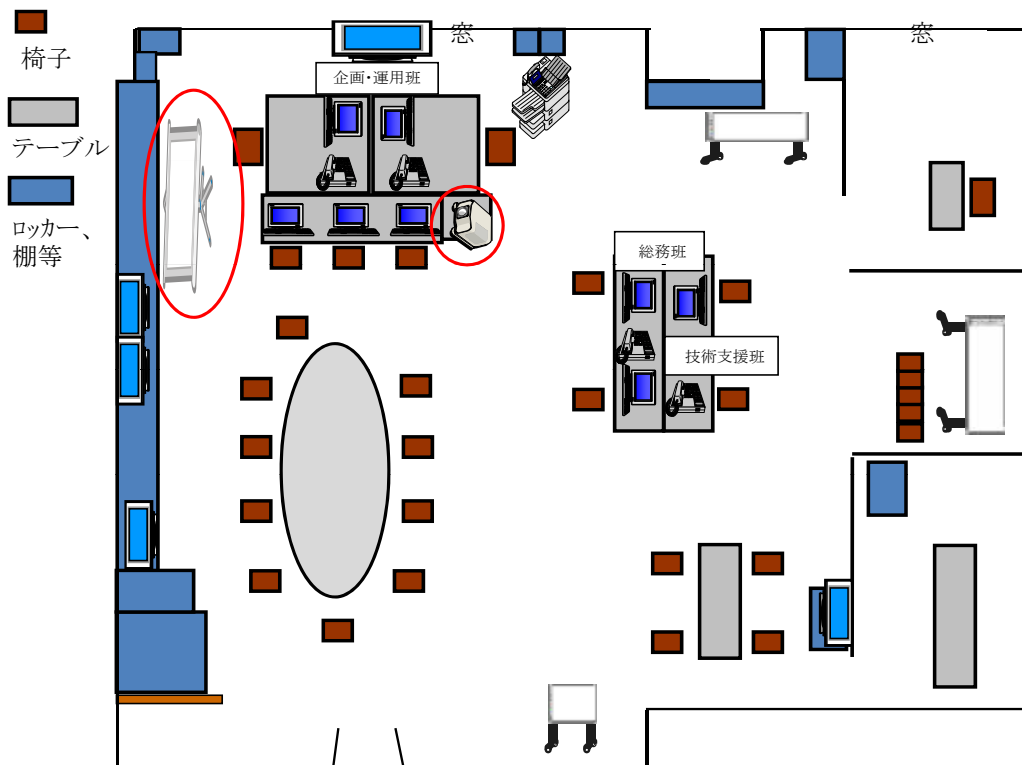


パソコンに接続したプロジェクター



プロジェクターでスクリーン投影されたクロノロジー

東北局対策本部（当直室）の配置
【プロジェクター設置後】



●3月24日(木)

(1) がんばろう！東北キャンペーン

3月24日(木)、19時から行われた東北局対策本部会議において、防衛補佐官から、被災地で活動中の部隊が、東北や各県を激励する「がんばろう！宮城県」、「がんばろう！東北」等のキャッチコピーを作成し、ヘルメット等へ標示をしている活動がJTF-TH司令部のMRにおいて取り上げられ、当日からJTF全体で看板、横断幕を作成し、人々に希望を付与することを目的とした「がんばろう！〇〇」キャンペーンを実施することになったとの紹介があった。

当局としても、震災から復興に立ち向かう応援のメッセージを送るとともに、各種震災対応活動に従事する職員の士気高揚に資することを目的として、当キャンペーンに参加することとし、翌日からの実施に向け、東北局対策本部会議終了後より、企画・運用班の協力確保係長がステッカー等のデザイン作成を開始した。

表示対象としては、基本的に現場等に進出する際の表示を念頭に、作業服(腕章)、ヘルメット及び車両とし、キャッチコピーは、局の活動地域が東北地方全体にわたることから、「がんばろう！東北」、文字は目立つように太めのゴシックに黄色、背景は防災ベストに合わせて青色とし、併せて、自衛隊の部隊の場合は、ステッカーを作成する際、文字に加えて部隊のマーク等を表示する場合もあったこと、また、当局ヘルメットの正面部分には元々マーク等の表示がなくスペースが空いていたことから、ここに表示するためのマークを考案し作成した。丸い形の場所に表示するため、マークも円形とし、東北地方の地図をバックに「東北」の文字を入れ、外周に沿って「防衛省」、「東北防衛局」を英語で表記した。色については、ステッカーにならって背景を青、文字を黄色とした。



ヘルメットに「がんばろう！東北」

これらデザイン作業の結果、その日のうちにマグネットシート及びステッカーの仕様書は完成し、その後、発注を担当した会計課の職員及び受注した業者の速やかな対応により、翌日25日(金)に成果品が納入されることとなった。

当局はこれら標示物を腕章、ヘルメット及び車両に標示して、各種震災活動を実施した。ただし、ご遺族対応業務のみについては、ご遺族の心情に配慮し、車両へのステッカー表示を取り止めた。



「がんばろう！東北」ステッカーを貼った車両

(2) 防衛補佐官のダブル配置等

3月24日(木)、山口防衛補佐官の後任である鈴木1等陸佐が前倒して着任することとなり、防衛補佐官は東北局対策本部にダブル配置となった。

防衛補佐官は常に部隊との難しい調整役を担っていたため、いずれかの防衛補佐官が東北局対策本部内に24時間常駐することが可能となることは格段の戦力向上となった(なお、官舎は同居状態であり、不便をおかけしたと思料)。

また、3月31日(木)には6名(再任用1名含む)の職員が定年退職となり、4月1日(金)には新規採用者7名(再任用1名含む)のうち1名が着任し、その他の6名については、当局への移手段がなかったことから兼務発令により他局等へ着任することとなった(4月25日(月)兼務解除)。

なお、郡山防衛事務所長も定年退職(4月1日付)したことに伴い、3月19日(土)から派遣していた同防衛事務所長による岩手県庁のLO業務も終了した。

対処活動開始後から数週間が経過したものの、依然として終結へ向けた目途が立たないことから、これら職員の退職や新年度の恒常業務への対応等を踏まえ、第3種

非常勤務体制は維持しつつも、週2日程度の休養を取るよう東北局対策本部会議において指示するなど、震災対応に従事している各職員のローテーションの入れ替え

を行うなどの見直しを適宜行った。また、休日出勤については、3月中は基本的に残業処置、4月以降を代休付与により対応した。

●3月28日(月)

(1) 活動現場における米軍支援の開始

3月28日(月)、米軍が東松島市内の避難所にシャワーを設置することとなり、その際に通訳支援業務が生じることを想定し、方面LOとして東北方面総監部に派遣中の基地対策係長は、北関東防衛局から派遣されていた通訳支援要員を伴って米軍の活動現場に赴き、住民との間の仲立ちとして、利用者の案内等における通訳支援など米軍支援業務を実施した。

このように当初の米軍の活動現場における支援は、米軍の動向について情報収集している中で見出したものであったが、その後も3月31日(木)から実施した石巻市及び東松島市内の学校等における津波により生じた瓦礫除去などの米軍支援活動を積み重ねる中で、当局のこれらの支援活動が米軍に認知されることとなった。

そのため、4月21日(木)から25日(月)に実施されたJR東日本仙石線復旧支援(ソウルトレイン作戦)では、日米調整所から当局への正式な支援要請により実施する運びとなり、じ後、その支援業務に対してJ

R東日本から感謝状が贈呈されることとなった。

(2) 政府現地対策本部要員(内局要員)に対する支援

宮城県庁に設置された政府現地対策本部においては、防衛省からの要員として、県庁自衛隊連絡調整所長(JTF-T H幕僚副長)のほか、内局及び統幕からの派遣者が参加していた。当局は3月28日(月)以降、内局要員の求めに応じ、当局の活動状況(ご遺族対応業務、周辺財産の使用)を政府現地対策本部において報告するため資料を提供する等の支援を行った。

なお、4月上旬には、政府現地対策本部で各省手分けして避難所の状況確認を実施することとされたのに伴い、内局要員からこれを現地対策本部要員と局と共同で実施してはどうかとの提案(実質的には車両手配依頼)があったが、当局の要員、車両ともに余裕はなかったこと、また、本省地方協力局の判断もあり、この依頼については断ることとなった。

●4月6日(水)

(1) 中島地方協力局次長の視察に係る対応

3月26日(土)、本省地方協力局中島次長が視察及び激励のため、来局予定との情報が入っていたが、その後、仙台市内の復旧状況及び被災地の状況等を踏まえ、同次長の来局は4月6日(水)と決定した。

本省の災害対策本部会議においても、地方協力局を通じて当局の活動が報告されていることもあり、本視察の機会に現地の状況を確認していただくことは、当局にとっても非常に重要なことであった。

中島次長の視察の準備として、企画・運用班は東北局対策本部業務をこなす傍ら、直ちに説明資料の構成を検討の上、各種資料の作成に取りかかり、約10ページの資料を作成した。

また、視察及び表敬場所を選定し、関係機関等と調整の上、以下のような視察行程(案)を作成した。

4月6日 当局巡視(概況説明)→東松島市長表敬→旧石巻青果花き地方卸売市場(ご遺族対応)視察→松島基地司令表敬(技術支援視察含む)→松島飛行場周辺財産(被災車両置き場)視察→小野体育館(米軍活動支援)視察→東北局対策本部会議出席

4月7日 JTF-T H指揮官表敬(局LO勤務現場視察含)→航空視察(仙台駐屯地→松島基地→気仙沼→仙台駐屯地)

中島次長の行動計画は1泊2日の強行軍であり、4月6日(水)の朝7時頃に東京から本省車両で移動し、昼頃に当局に到着した。到着後、東北局対策本部は中島次長に対し、早速、概況説明を実施した。概況説明後は東北局対策本部内を巡視し、その後、14時頃には局長が随行して現地視察へと出発した。



東北局対策本部内を視察する中島次長

現地視察では、最初、東松島市役所に赴き東松島市長表敬を行った。その際、東松島市長から壊滅的な被害を受けた地域の集団移転について説明があり、「従来から防衛省の移転措置事業を実施してきた地区周辺については、防衛省で実施できないか（その他の地区については、国交省の防災集団移転を念頭）」等の話があった。これに対して、中島次長から「災害時に適用される法律の適用もあり、上手く組み合わせて、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）に基づく移転措置事業を本省においても前向きに対応したい」旨を伝えるなどの意見交換が行われた。

続いて、現地視察先として、旧石巻青果花き地方卸売市場、松島基地周辺地区、松島基地を順に視察し、旧石巻青果花き地方卸売市場ではご遺族対応業務に従事している職員を、また松島基地では基地復旧のため技術支援に従事している職員を激励するとともに、松島基地周辺



技術支援要員から説明を受ける（松島基地）

地区では津波による甚大な被害の現状を視察した。

途中、松島基地司令を表敬した後、局に戻り、初日の現場視察を終えた。

局に到着すると、中島次長は、19時から実施されている東北局対策本部会議に出席した。その席において同

次長からは「未曾有の災害にあたり、当局職員が自らも被災者であるにもかかわらず、日頃経験したことのない業務についても、高い職業意識を持って職務を遂行していることに感銘を受けた。地方協力局職員及び各地方防衛局職員は全力でサポートしたい」旨の激励の言葉をいただいた。

同次長の宿泊先については、徐々にライフラインが回復してきたこともあり、ホテル等宿泊手配も可能であったが、次長本人の強い意向で局庁舎内に宿泊することとなった。また、翌日4月7日（木）の昼食は、局職員と同様の食事を希望したことから、おにぎり、缶詰等の食事を用意した。

4月7日（木）、中島次長は、午前中に東北方面総監部JTF-THを訪れ指揮官を表敬後、JTF-TH司令部及び局からの連絡要員が勤務している方面LO待機所を視察した。その後、仙台駐屯地よりヘリコプターに搭乗し、松島、気仙沼地区の上空から被災現場を視察した後、車両により帰京した。

ヘリコプター搭乗による上空からの視察は、（防衛補佐官が東北方面総監部にかけあって実現したものであるが）同次長のほか、局長、防衛補佐官等の幹部も同行し、上空から主に宮城県北中部沿岸の状況を視察でき大変貴重な機会を得るものとなった。

（2）応援要員の来局

通訳支援要員とは別に、本省からは当局業務に対する応援要員派遣の打診*があったが、宿泊先の確保等が厳しいという事情もあり、直ぐに応援を依頼できる状況ではなく、4月まで延期となっていた。

※ 本省秘書課は全省的に実施されていた東北方面総監部への職員派遣を検討していたが、その一方、派遣の調整は地方協力局が主導すべきとの地方協力局長の意向があり、同局と調整していた。

当局は、派遣周期を一週間と考えていること、規模として常識的な人数とのことから、ご遺族対応業務への応援を依頼することとし、応援要員に担当させる業務内容の説明資料作成やロジスティックまわり（身分、旅費、移動手段、昼食等）の対応に当たった。

4月4日（月）、本省へ応援要員を正式に依頼し、第1陣の12名が4月6日（水）から12日（火）までの期間で支援に来ることとなった。応援要員は到着後、東北局対策本部会議等で自己紹介をしてもらった後、総務班副班長である総務課長が業務内容の説明を行った。

これら応援要員は4月29日（金）までに第4陣、57名が来局し、震災対応に従事した（通訳支援要員、技術支援要員除く）。

当初はご遺族対応支援要員及び住宅防音に係る調査要員をお願いしたが、ご遺族対応支援の規模縮小に伴い、LO業務、東北局対策本部勤務等の他の業務にも対応してもらった。それに伴い、当局ではその都度、従事して

もらう業務の説明資料の作成が必要となった。

なお、LO業務や東北局対策本部勤務等の業務に対し、本省からは「せっかく応援に行くのだから、有意義な仕事の方が望ましい。」旨の意見があったが、当局としては、どんな仕事をやるとしても一人分の仕事であり、局職員の負担軽減に繋がるという考えの下、これら業務にも従事してもらった。

Column

東日本大震災における東北防衛局業務支援

（当時）南関東防衛局 住宅防音第1課

課長補佐 白澤 豊

本省地方協力局及び各地方防衛局をあげて、東北防衛局の業務支援ということで、本格的に各地方防衛局へ人員抽出の話が来たのは4月になって間もなかったと記憶している。自分もその候補に手を挙げ、南関東防衛局としての初回目のメンバーとなった。

支援グループとしては、第2陣目の4月12日から4月18日までの期間で、4月12日に本省へ集合した後、準備したバスに乗車し仙台へ移動した。

自分が担当した最初の業務は、東北方面総監部へのLO業務であった。

通訳支援職員と一緒に東北方面総監部内に設けた連絡所に待機し、自衛隊や米軍との連絡調整・情報収集を行った。日中の前半、後半のシフト別はあったが、毎日、東北方面総監部へ詰めていた。

その勤務もあと数日となった頃、南関東防衛局の第3陣要員として引き続き勤務してもらえないかと直属の課長からの電話があり、非常に複雑（上司としては、逆に気を遣ってくれた？）ではあったが、もう一週間、仙台に滞在することとなり、結果、第2陣と第3陣を通して4月24日までの期間となった。

自分にとっての第2週目（第3陣支援グループ）の業務は、住宅防音の業務支援だった。

住宅防音区域内の住宅状況調査とでも言うのだろうか、東松島市（旧矢本町、旧鳴瀬町）に一週間毎日通い、住宅の全壊、半壊、現存の別を住宅地図片手に調査した。

前週のLO業務では現地へ行く機会もなかったため、この週の業務初日に現地へ行った時は自分の目を疑った。

テレビでは何度となく見ていたが、間近に見る津波に押し流され瓦礫と化した家々、昔見たことのある町並みが跡形もなく消えている。こんな内陸部まで津波が来たのかと興ざめた。既に1ヶ月も過ぎていのに、まだまだ震災直後というような光景に言葉が出なかった。地震、津波の大きさを改めて思い知らされたと同時に、その光景を目の前にし、ただただ啞然とする自分の無力さを感じた。



方面LOとして連絡調整・情報収集に当たる様子

(3) 被災地の状況確認

発災後しばらくの間は、混乱した現場の状況等にかんがみ、当局の活動に直接関わることを除く被災地の状況確認を控えていたことから、局職員は内勤主体となっていたが、4月に入り、次第に状況が落ち着いたこと、ま

た、今後とも予想される本省からの視察者への対応を見据え、逐次、現場視察を実施した。また、4月に異動予定の職員や本省からの応援要員も、機会を見て現場視察を行った。

●4月7日(木)

(1) 松島基地周辺における防音住宅等被害状況確認 及び住宅防音窓口の開設

松島基地周辺において当局の防音工事により補助した住宅等は、津波により大きな被害が生じており、その状況把握と今後の対処は大きな課題であった。

防音対策課は、東松島市及び石巻市と調整し、4月7日(木)から、これら住宅等の被害状況を確認するとともに、住宅防音相談窓口を両市庁舎内に開設し、財産処分等制度に関する説明等や被災した建具・空調機器の復旧に係る希望届の受付を行った。



東松島市に設置した住宅防音相談窓口

当局はこのような震災対応に忙殺されている両市の負担を少しでも軽減するため、また、住民の利便性も考慮して、局での電話による対応を行うにとどまらず、現地に窓口を設置したものである。

(2) 最大余震とその対応

4月7日(木)23時32分、宮城県沖を震源とするM7.2の最大余震(本震から1ヶ月後に高い確率で大規模な余震が起こることが予想されていた)が発生した。仙台市宮城野区においては、本震と同じ震度6強であり、持続時間は短かったが一時的に強い揺れが生じた。本震(3月11日)の際、局庁舎にいた職員の多くはこの時、帰宅しており、実際の揺れを自宅で体験した。また、本省

等からの応援要員も宿泊先等で揺れに見舞われた。

東北局対策本部の当直要員は直ちに安否確認を実施し、防衛事務所を含め全員の無事を確認するとともに、また相当数の職員は登庁(自主的)して、速やかに情報収集や応急危険度判定などの技術支援に当たった。

翌日4月8日(金)朝、これら対応状況の確認等のため、臨時の東北局対策本部会議を開催した。会議の概要は以下のとおりである。

【第49回東北局対策本部会議概要】(1000～1020)

◎技術支援(応急危険度判定等)

- ・ 仙台駐屯地の218号隊舎については、診断の結果、危険と判定。
- ・ 東北補給処の停電については、原因が特定できたため、復旧作業中。
- ・ 仙台駐屯地内において給水管から漏水している箇所があり、復旧作業を予定。
- ・ 仙台病院の高架水槽については、パネルが破損しているため、現在、資材を手配中であるが早急に入らない場合を想定し、他の方法で給水できないか検討中。
- ・ 霞目駐屯地については、応急危険度判定の結果、整備工場については、天井のクレーンが落下して、歩廊に乗っている状況のため、そのエリアを立ち入り禁止としている。

◎局長発言

- ・ 昨日の余震による大きな津波はなかったが、これで大規模な余震が終わったという安心は禁物であり、今後とも外勤者は津波に注意してもらいたい。また、余震により信号が止まっているところがあり、自転車も多いことから、交通事故には気を付けてもらいたい。

- ・ 当面の間、今般の余震に関する情報収集に努めてもらいたい。また、余震の影響による職員の自宅のライフライン状況についても調査をすること。

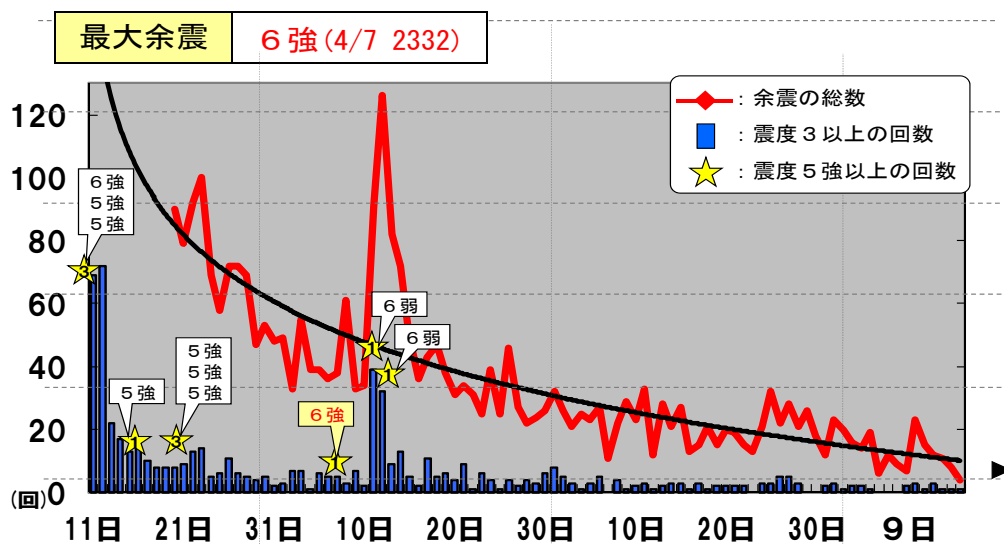


緊急に東北局対策本部に参集する職員（最大余震時）

4月7日に発生した最大余震の概要
(本震発生から27日後)

時 期	平成23年4月7日(木) 23時32分頃
震源の位置	38.2 N、142.0 E 宮城県沖
震源の深さ	66 km
規 模	M7.2(最大震度:6強)(マグニチュード)
被害状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡者は4人、けが人は141人 ・ 東北地方では400万世帯以上が停電したほか、水道、ガスのライフラインも一部停止

これまでの余震の推移



●4月19日（火）

防衛大臣等への当局の震災対応報告

4月16日（土）、19時開催の東北局対策本部会議において、局長から、4月19日（火）に本省に赴き、防衛大臣、松本政務官、事務次官、官房長、地方協力局長、経理装備局長及び装備施設本部長に対し当局の震災対応活動を説明するため、その資料を作成するよう指示があり、企画・運用班は各班とも協力して本資料を作成することとなった。

説明資料については、中島次長の視察対応の資料をベースとするものの、多忙な防衛省幹部の限られた時間の中で、より詳細かつインパクトを与える説明を可能とする資料が必要となった。

当局においては、これまで、震災対応期間中における様々な情報を記録していたものの、これらを集約して、当局が伝えるべき内容の資料をまとめる作業には膨大な労力を費やすこととなった。当該説明資料の作成作業は出張前日の4月18日（月）の夜間にまで及び、最終的

には説明資料（正版47ページ、ダイジェスト版24ページ）及び89ページにわたる写真集とその他手持ち資料を作成した。

4月19日（火）、局長及び随行した企画部次長は、仙台－東京間の新幹線が不通となっている中、在来線で福島駅まで移動し、その後、新幹線に乗り換えて東京に向かうという経路により、東京に到着した。

本省に到着後、局長は大臣を始めとした防衛省幹部に対して鋭意説明を行い、それぞれの方から、当局の震災対応を高く評価する旨の賞賛及び職員への激励の声をいただいたところである。

この時の説明が後に井上地方協力局長、松本・広田両政務官及び中江事務次官の来局に繋がり、局職員が直接激励を受ける機会を得ることとなった。



防衛大臣始め防衛省幹部への説明資料

●4月25日（月）

人事異動

延期されていた人事異動が4月25日（月）に発令され、山口防衛補佐官も異動となり防衛補佐官1名体制に戻ったほか、東北局対策本部の企画・運用、情報、総務及び技術支援の各班においても、これまで同本部の要となっていた主要な班員約30名が異動した。

なお、第3種勤務態勢が継続中であったこともあり、送別会等もないままでの見送りとなった。

そして、新たに局外から着任した者30名（新規採用及び再任用者6名を含む）の中には、それ以前に応援要員として派遣された者もあり、非日常的な状況への対応に苦勞しつつも、当局の対処活動が継続されることになる。

●4月26日（火）

東北局対策本部等の体制の変更

地震発生から1ヶ月余りが経過し、長期間となっていた震災対処については、その終息の時期が不明であり、今後の長期化も予想されることを踏まえ、職員の疲労等を配慮する必要があった。

局幹部は、発災から1ヶ月後の4月11日（月）に全職員で黙とうを実施し、また、ご遺族対応業務も4月18日（月）で終了となったことを一つの区切りとして、第3種非常勤務態勢の見直しについて検討を行った。

その結果、JTF-T Hや他組織の状況を踏まえ、同様の態勢を維持する必要性があると判断し、第3種態勢を継続するものの、4～5月の連休は可能な限り職員を休ませるように勤務ローテーション等を組むなど各部署の工夫により休養を取るよう、局長から指示がなされた。

その後、4月26日（火）の東北局対策本部会議において、当面の体制等に係る以下の事項を改めて確認し、文書により職員に周知した。

◎勤務態勢について

- 第3種非常勤務体制は、当分の間、継続する。
※解除については、JTF-T H、県災害本部等の動向を勘案し決定する。
- 代休、年休等の処理により、局職員を週2日程度、非常勤務から外し、休息させる。
- 大型連休期間中は、局職員にまとまった休養期間を与える。

- 非常勤務発令に該当する余震が起きた場合は、職員の安否確認を迅速に行うものとし、被害状況の確認等の措置を執ることとし、別途指示された場合を除き、他の職員の登庁は要しないものとする。

◎非常勤務者の服装について

- 原則として作業服とする。
ただし、5月9日（月）以降については、勤務の内容等により私服等の着用も可とする。

◎連休期間中（4月29日～5月8日）の東北局対策本部会議について

- 東北局対策本部会議は、毎日17時に開催し、原則、登庁している東北局対策本部メンバー等で行うこととする。

◎連休期間中（4月29日～5月8日）の局長等への連絡について

- 東北局対策本部会議資料は、会議終了後の19時を目途に、局長宅へメール送信を行う。また、各部長等にはメール送信又はファックス送信する。

◎その他

- 非常事態が発生した場合の局長の局への移動については、その都度、連絡を取り、局車が迎えに行くものとする。

●5月2日（月）

地方協力局長等の視察対応

5月2日（月）、井上地方協力局長が来局することとなった。そのため、地方協力局長に対する説明資料は、

本省報告（4月19日）の説明資料に時点修正を加え、「JR仙石線米軍復旧支援（作戦名：ソウルトレイン）」、「大滝根山分屯基地における被害状況調査」、「ご遺族対応勤

務者のご祈祷」に係る資料を追加した。

地方協力局長の来局に際しては、当局が関係機関との日程調整を行い、現地への随行を当局長が行うなどの対応を行った。地方協力局長は一日という短期間の出張であったため、非常にタイトな行程とならざるを得なかったが、関係首長等やJTF-T H指揮官等を表敬するとともに、被災地の視察をできる限り加えた行程を組むこととした。

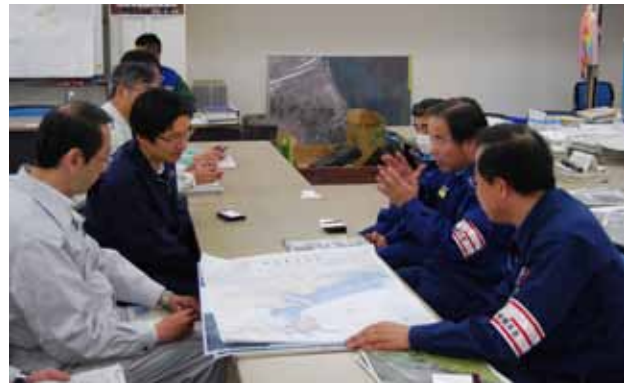
5月2日（月）、地方協力局長は、東京駅を朝7時台の新幹線で出発され10時前に当局に到着した。その後、東北局対策本部による概況説明を受けた後、局職員への激励を実施し、被災地の視察及び表敬先自治体へ出発した。視察・表敬先は宮城県庁、松島基地、石巻市、東松島市、多賀城駐屯地、東北方面総監部JTF-T H、霞目駐屯地であった。

移動途中、石巻市内の道路が大渋滞のため、東松島市長の表敬を終えた時点で、既に30分遅れとなっていた。そのため、この後に控えている多賀城駐屯地司令、JTF-T H指揮官及び霞目駐屯地司令への表敬に間に合うよう、急遽、視察予定となっていた七ヶ浜町への視察を取り止め多賀城駐屯地へ向かうこととした。これにより、約5分遅れであるが、無事に多賀城駐屯地に到着し、予定どおりの行程に戻る事となった。

【視察行程】

5月2日 当局視察（幹部紹介、懇談等、東北局対策本部での激励）→宮城県庁（自衛隊連絡調整所及び政府現対本部視察、副知事表敬）→松島基地（司令表敬、基地内視察）→石巻市（市内視察（第1種区域等被災地）、市長表敬）→東松島市（市長表敬）→七ヶ浜町経由 ※当日取り止め →多賀城駐屯地（司令表敬・視察）→仙台駐屯地（JTF-T H指揮官表敬、JTF司令部視察）→霞目駐屯地（司令表敬・視察）

各首長等からは、自衛隊及び地方防衛局の活動に対する感謝の言葉が述べられるとともに、宮城県知事からはご遺族対応業務に係る御礼、東松島市長からは、「国交省の防災集団移転で計画が進まない場合には防衛省の制度を活用したい」旨の要請のほか、「4月上旬の中島地方協力次長に続き今回の井上地方協力局長の来訪、さらには局長にも度々足を運んでいただき感謝している」旨の発言がなされた。地方協力局長からは、「松島基地周辺における住宅防音や民生安定施設等の助成で被災した



井上地方協力局長が東松島市長を表敬

施設も含め、どのような対応ができるか相談しながら検討したい」旨の発言があるなど、有意義な意見交換が行われた。

その後、5月7日（土）に松本、広田両防衛大臣政務官及び及川、西元両防衛大臣補佐官が部隊視察、激励として当局にも来局された。来局に先立ち、両政務官から当局職員に対し栄養ドリンクの差し入れがあった。

当日は東京駅を朝8時台の新幹線で行き、仙台駅に到着後は最初に当局の視察が行われた。対策本部における概況説明後、両政務官は東北局対策本部の職員一人一人と握手を交わされ激励された。

当局以外の部隊等の視察と激励が計画されているため、当局には30分程度の滞在であり、当局視察後は、東北方面総監部JTF-T Hの案内により計画されている部隊等へ出発された。



松本政務官、広田政務官が局職員を激励

5月12日（木）には、中江防衛事務次官が部隊視察の中、当局にも来局した。

当日は東京駅を朝8時台の新幹線で行き、仙台駅に到着後、当局の視察が最初に行われ、東北局対策本部による概況説明後、防衛事務次官より職員への激励、訓示

が行われた。訓示後は東北方面総監部JTF-THの計画により部隊の視察に出発した。



中江防衛事務次官が局職員を激励

●6月～8月

(1) イトーヨーカドーの各店舗におけるパネル展の開催

4月26日(火)、本省地方企画室から、「東日本大震災における自衛隊・米軍の活動状況をより多くの国民の方々へ広報するため、全国展開をしているイトーヨーカドーに対し、パネル展示を実施したい旨を申し出たところ、先方から”小売業は第6のインフラ”であるとして被災者支援に力を入れているとのことから、快く賛同が得られた。については、各地方防衛局においては地方協力確保事務の政策広報の一環として、イトーヨーカドーの各店舗と調整の上、パネル展を実施されたい。」との連絡があった。

当局管内では、秋田県、山形県を除く太平洋側4県に合計10店舗が所在し、当局はその内、被災を免れた8店舗と開催時期や内容等について調整し、6月1日(水)の福島県平店での開催以降、逐次パネル展示を実施し



イトーヨーカドーにおけるパネル展示状況

た。展示内容としては、自衛隊による人命救助活動や生活支援活動の写真を中心に、米軍及び当局の活動も併せて、1店舗あたり60～80枚、2週間程度の期間で実施した。

また、企画部長がむつ市長に対して自衛隊及び当局の

No.	店 舗		写真数	展 示 期 間
1	平 店	福島県	78 枚	平成23年6月 1日(水)～6月12日(日)
2	郡 山 店	福島県	60 枚	平成23年6月 8日(水)～6月19日(日)
3	仙台泉店	宮城県	59 枚	平成23年6月14日(火)～6月20日(月)
4	青 森 店	青森県	66 枚	平成23年6月23日(木)～7月 5日(火)
5	弘 前 店	青森県	80 枚	平成23年6月29日(水)～7月11日(月)
6	福 島 店	福島県	75 枚	平成23年7月 9日(土)～7月18日(月)
7	花 巻 店	岩手県	75 枚	平成23年7月20日(水)～7月31日(日)
8	五所川原店	青森県	66 枚	平成23年8月24日(水)～9月 4日(日)

活動内容について説明した際、むつ市長から市民に対しても自衛隊等の活動を紹介したいとの意向が示されたことから、このパネル展に準じる形で実施することで調整し、市役所のロビーに、平成23年8月5日（金）から8月25日（木）の期間、102枚の写真を展示した。

パネル展は、各店舗の事情やオーダーにより、特設会場やエスカレーター前広場、防災グッズ販売コーナー脇などで実施し、相当数の来訪者に対する広報となった。

この他の広報活動については、3月中に当局の震災活動内容を局ホームページに掲載し、随時更新を行った。その後、局広報紙「東北のかなめ」(15号、6月30日発行)に東日本大震災と震災対応の特集記事を掲載、また、8月には政策広報紙（防衛情報）に東日本大震災における防衛省・自衛隊の活動等の特集として発行した。

地方協力確保事務の震災対応に係る広報活動としては、6月に宮城地方協力本部のラジオ番組に局長及び職員2名が出演し、当局の活動を紹介した。また、5月31日（火）、三沢ロータリークラブにおいて、局長による講話がなされた。

さらには、7月頃から、局幹部が、部外の関係市町、東北防衛施設地方審議会委員及び関係民間団体に対し、自衛隊及び局の震災対応活動を紹介した資料を配布の上説明を行った。

（2）震災対処活動の教訓・課題、手記

当局の対処活動が峠を越えた後、今回の活動経緯、内容等を振り返って今後への教訓・課題とするための作業を開始することとした。その際、4月から5月にかけて今回の活動に対する全職員を対象としたアンケートを実施しており、その内容を取りまとめるとともに、可能な限り教訓・課題へ意見を反映するよう努めた。

なお、アンケートは忌憚ない意見を聴取するために無記名可としたため、多くの意見が寄せられた。内容は多岐にわたり、批判的な内容も多く、中には感情的なものも散見されたが、すべて貴重な意見であった。

教訓・課題については、局長室でも議論の上、6月に概要を取りまとめ、局長が7月より本省及び各地方防衛局に出張した際に、活動内容の報告に合わせて紹介した後、当局の非常勤務等に関する達など規則類の改正を念頭に、より詳細な教訓・課題の抽出作業を実施した。

本件作業には平成23年いっぱいを要したが、その後、製本して局内及び本省各地方防衛局等に配布した。

また、局の対処活動を記録としてとどめるべきとの防衛補佐官の助言を踏まえ、じ後の作業に資するよう、職員に手記の作成を依頼した。

対象は、東北局対策本部、技術支援業務、ご遺族対応業務、L O派遣等を始めとする局の対処活動従事者のほか、各課で奮闘した者、更に応援要員として派遣された者を含めており、時間が経つごとに記憶も薄れること、人事異動等で逐次人も入れ替わってしまうことから早めの対応とした（本稿に掲載しているコラムは当該手記の一部である）。

（3）復興支援への移行

6月を過ぎると、人命救助、捜索救難活動等の緊急性を要する震災対応が一段落しその規模を縮小し、自治体も復旧・復興へと焦点が移行し、当局も可能な限りの復興支援を行った。

津波被害のあった青森県の三沢漁港については、三沢市及び三沢市漁業協同組合からの要望を受け、本省周辺環境整備課企画官等の現地視察により現状を確認し、同市の速やかな復興に資するよう、6月から民生安定助成事業として漁業用施設の交付決定を開始した。

また、松島飛行場周辺の住宅が津波により浸水し、本省補助により設置した空気調和機器（冷暖房機、暖房機、換気扇、レンジ扇）及び防音建具（外部防音サッシ）に被害が生じたため、関係自治体（東松島市、石巻市）及び周辺住民からの復旧要望があり、本省とも調整し、第1種区域内に所在する住宅については、設置経過年数にかかわらず、機能復旧工事の補助対象とし、8月末から補助事業を開始した。

さらに、津波による甚大な被害に直面した東松島市は、今後の津波対策として、多重の堤防を築く方向性となったが、松島基地は堤防と堤防の間に位置する格好になり、必然的に基地の復旧とまちの復興を並行して実施する必要が生じた。

当局は住宅防音事業、移転措置事業等を始めとした周辺対策事業を従来から実施してきた東松島市とも縁が深く、市長から防衛省の集団移転事業への関心を表明された経緯もあり、復旧事業を実施する国、県、市と基地の間に立って、適宜、顔合わせの機会を提供し、その後、基地に接して建設される堤防計画等に関連し、関係機関との調整等を鋭意実施している。

(4) 復興本部への参画

平成23年6月24日(金)、「東日本大震災復興対策基本法」が施行され、復興基本方針の企画・立案及び総合調整、地方公共団体が行う復興事業の支援、関係行政機関が行う復興施策の推進などを実施する「東日本大震災復興対策本部」が内閣に設置された。

また、本部事務の一部を分掌させるため、地方機関として岩手、宮城、福島各県に大臣政務官を本部長とした「東日本大震災復興対策本部現地対策本部」が設置され、本部員として関係地方行政機関の長が任命された。

当局においても、局長が各現地対策本部の本部員に任命(併任)され、また、同本部の事務局員に企画部長が任命(併任)された。

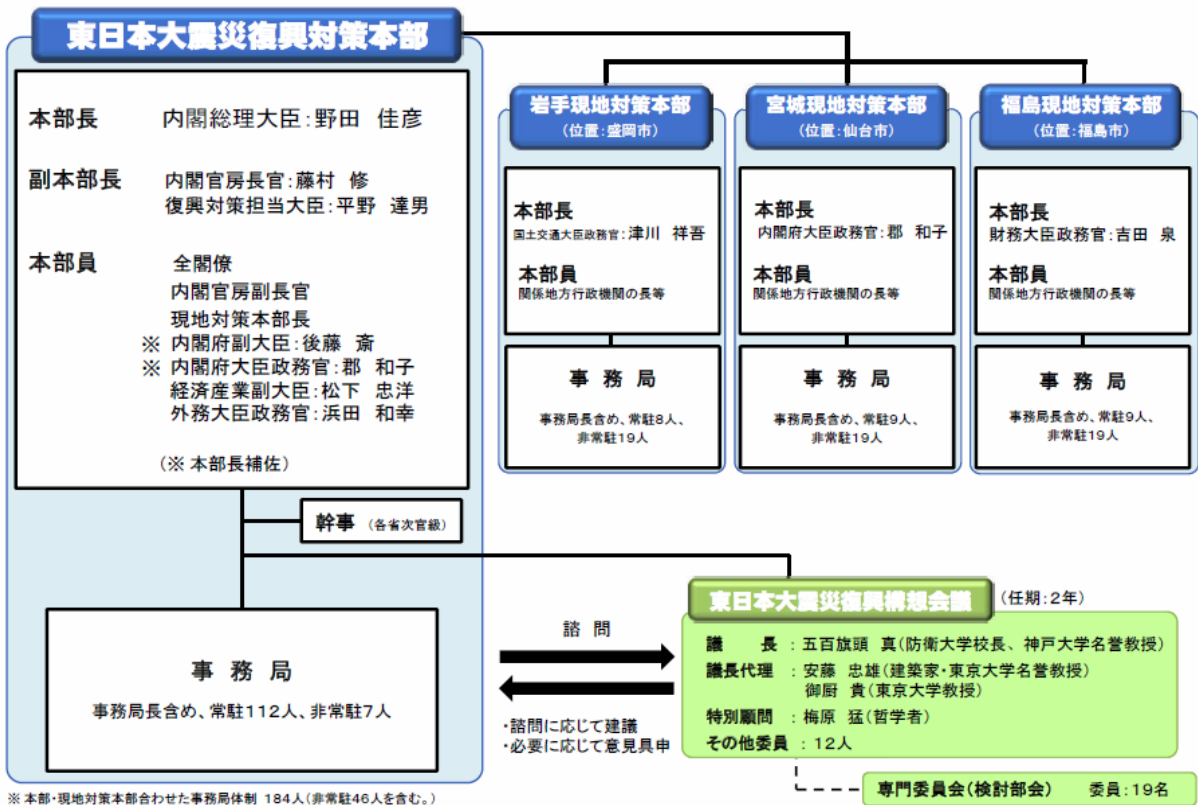
各現地対策本部においては、本部長及び現地対策本部員等で構成される現地対策本部会議が開催され、6月29日(水)に福島県、同月30日(木)には岩手県、宮城県の各現地対策本部会議が開催された。

当会議は、平成24年2月の復興庁設置までの間に延べ15回(岩手7回、宮城5回、福島3回)開催され、当局からは局長又は代理として企画部長等が出席した。

さらに、宮城現地対策本部においては、事務局員会議が6回(企画部長等出席)、局長と本部長との意見交換会が2回開催された。

東日本大震災復興対策本部の体制について

資料1参考



【出典:復興庁ホームページ掲載資料】

(5) 東北局対策本部会議の終了

5月になると、当局の震災対応業務においてもご遺族対応業務の終了や技術支援業務が一段落するなど緊急性の高い業務が減少していく中であって、東北局対策本部会議も徐々にその開催の頻度を減らしていった。

東北局対策本部としては、このような状況を斟酌し、また、中央からの要人の来局が一通り終了したことを契機として、5月13日（金）の同会議において、東北局対策本部会議については休日の開催は取り止め、平日のみ開催することを決定した。非常勤務態勢については、これまでの「第3種非常勤務態勢」から「第2種非常勤務態勢」に移行された。

また、6月20日（月）の同会議においては、発災から100日が経ち、被災地各地で慰霊祭が行われたことを一つの区切りとし、非常勤務態勢については、これまでの「第2種非常勤務態勢」から「第1種非常勤務（乙）態勢」に移行するとともに、会議については週1回（木曜日）の開催とした。

その後、政府、自治体が震災対処態勢から復興支援態勢に移行させていることを踏まえ、7月28日（木）の会議において、東北局対策本部は存続させ、規則にはないが、8月1日（月）をもって「東北防衛局復興対策本部」を設置し、これまでの「第1種非常勤務（乙）態勢」から「第1種非常勤務（甲）態勢」への移行を決定した（これまでの東北局対策本部会議に併せて復興対策本部会議も開催）。

東北局対策本部については、8月31日（水）の自衛隊の大規模震災対処の終了に合わせて廃止（第1種非常勤務（甲）態勢も解除）となり、東北局対策本部会議も終了した。

なお、復興対策本部会議については、これ以降も局議の開催に併せて実施したところである。

(6) 東北防衛局の震災活動記録

当局は、震災対応の期間中、日々写真撮影を行い震災対応記録の保存を行った。

発災当初から、今後の所要を見据えて、各種震災対応活動（自衛隊・米軍施設等の被害確認、補助事業施設の被害確認、ご遺族対応業務、技術支援業務等）を始め、日々の東北局対策本部における会議の様子や食事風景に至るまで、幅広く写真撮影を行った。

なお、ご遺体安置所におけるご遺族対応業務の写真については、現場の性格及びご遺族の心情等を踏まえて、

撮影は最小限にとどめることとした。

当局の体制が限られていることもあり、記録要員の専従化、或いは広報班の設置が困難であったものの、局職員が過酷な状況下で震災対応に従事していることを各方面に適確に伝えることが必要との観点から、各班の職員はできる限り写真を撮影した。これらの写真は、共有フォルダに保存して、職員の閲覧に供するとともに、来局者への説明資料や、じ後、作成した当局の活動記録等に活用した。本誌に掲載している写真もその一部である。